

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の進捗状況について

令和元年12月時点

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総1	法務省に設置した『国民の声』を聴く会議において、国民及び外国人の双方から共生施策の企画・立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する。〔法務省〕	法務省	出入国在留管理庁において『国民の声』を聴く会を開催している。 【開催実績】 7月30日 全国知事会 9月5日 日本商工会議所 10月23日 日本労働組合総連合会 11月8日 有識者 11月26日、27日 外国人個人(技能実習生、日本語学校生、大学生) 11月28日 外国人支援団体 <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_10143.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_10143.html</a>  各地方出入国在留管理庁において「出入国管理行政懇談会」を開催している。	引き続き『国民の声』を聴く会及び「出入国管理行政懇談会」等を開催し、地方公共団体、経済団体、労働団体、外国人支援団体等から広く意見を聴取する。
総2	外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕	法務省	外国人に対する基礎調査について調査項目等の詳細を検討・準備中。	令和2年度中に外国人に対する基礎調査を実施し、当該調査結果を関係省庁に共有する。
総3	外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕	外務省	令和元年10月31日に赤坂区民センター区民ホールで実施した。 <a href="http://japan.iom.int/events/jointforum_oct2019.html">http://japan.iom.int/events/jointforum_oct2019.html</a>	令和2年度も「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催予定。開催時期・テーマ等につき検討中。
総4	政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕	法務省	外国人労働者問題啓発月間に合わせて摘発を行うとともに、雇用主等に対して不法就労助長に関する啓発活動を行っている。また、不法就労助長に関する情報の収集・分析により、外国人を不法に雇い入れる雇用主の把握に努め、警察を始めとする関係機関とも協力の上、不法就労助長行為に対する取締りを実施している。  令和元年6月、毎年実施している不法就労対策キャンペーンについて本年も実施した。	引き続き、警察を始めとする関係機関との連携強化を図り、積極的な取締りに努める。  同キャンペーンについては、来年度以降も継続して実施する。各地方出入国在留管理官署の実施状況については年内に取りまとめを終える予定。
		厚生労働省	外国人雇用に関するパンフレットの作成・配布や個々の事業所への訪問指導等を通じ、外国人労働者の雇用管理改善の促進等を図った。	来年度も引き続き、外国人労働者の雇用管理改善等に関する周知啓発等を行う。
		警察庁	施策内容を受けて、「不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動の強化について(通達)」(令和元年5月14日付け警察庁丁保発第17号ほか)を発出した。	引き続き、不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動を推進。
総5	法務省の人権擁護機関による「心のバリアフリー」を進める取組について、地方公共団体等と連携した啓発活動等を更に推進し、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図る。〔法務省〕	法務省	「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行った。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を実施した。	引き続き、「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行っていく予定。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を盛り込む予定。
総6	法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8か国語を別途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕	法務省	平成31年1月から同年2月にかけて、SNS、Webサイト、雑誌などにおいて、当時の対応外国語(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)による人権相談や調査救済手続に係る周知広報を実施した。 また、平成31年4月から人権相談における対応言語を日本語を含めて7か国語から11か国語(ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加)に拡大した。	引き続き、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総7	外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」を設置することを支援する。その中で、地域の実情に応じて、同センターにおける通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11か国語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援する。あわせて、同センターの地域との交流や日本語学習の場としての活用など、外国人に対する支援における同センターの機能の向上に努める。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、入国管理局職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。〔法務省〕	法務省	外国人受入環境整備交付金により一元的相談窓口を整備する地方公共団体を支援中。 <事業概要> 在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援。 <予算額> 整備費10億円(平成30年度2号補正予算) 運営費10億円(平成31年度予算) <募集期間> 1次募集(整備)平成31年2月13日～平成31年3月15日 1次募集(運営)平成31年3月1日～平成31年3月20日 2次募集(整備・運営)平成31年4月1日～令和元年6月28日 3次募集(整備・運営)令和元年9月9日～令和元年12月27日 <交付実績> 整備及び運営の一方又は両方の交付決定を受けた地方公共団体は95団体(1次募集及び2次募集)  一元的相談窓口の機能向上及び他の相談窓口の取組状況等の情報の共有のため「一元的相談窓口運営の参考」を作成し、地方公共団体と共有している。 相談窓口に寄せられた相談内容等について、おおむね四半期ごとに取りまとめ、地方公共団体に展開している。 相談業務に関する研修等を実施:196回(10月末時点) 地方出入国在留管理局職員の派遣:21地方公共団体で実施(10月末時点)	外国人受入環境整備交付金による支援については、3次募集で交付申請があった地方公共団体に対して、随時交付決定を行うとともに、令和2年度も引き続き支援する。  相談業務に関する研修及び地方出入国在留管理局職員の派遣については、引き続き実施する。
総8		法務省	行政機関における相談窓口の一覧を作成し、一元的な相談窓口を展開している。	行政機関における相談窓口と地方公共団体の相談窓口の連携状況等について、好事例を地方公共団体に展開する。
		厚生労働省	社会保険の意義を理解してもらおうパンフレットを新たに作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施。	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。
		文部科学省	文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携するよう必要な情報共有等を実施。	引き続き、必要な情報提供等を実施し、文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携していく。
		総務省	全国50か所の総務省行政相談センターにおいて、個別に地方公共団体の多文化共生担当課や国際交流協会などの関係機関を訪問し、連携・協力を要請。 外国人居住の実態に応じて、行政相談センターと多文化共生総合相談ワンストップセンターとが連携・協力し、外国人からの相談に対応した。 また、地域によっては、外国人相談対応時に、国際交流協会等から協力を得て、例えば通訳の派遣等を受けられるよう、連携体制の構築を図ったほか、地域で開催される国際交流フェスティバル等のイベントに参加し、広報活動や相談受付を行った。 本省においては、9月に開催した各府省の行政相談担当課長で構成される各府省行政苦情相談連絡協議会において、外国人材の受入れ・共生に向けた現状と取組について、出入国在留管理庁、国際交流協会等の担当者を交え、情報共有を図った。 10月の行政相談週間を中心に全国各地で開設した一日合同行政相談所では、168か所の会場で外国人からの相談に対応できる旨周知し、必要な体制をとった。	引き続き、本省・行政相談センターにおいて、関係機関・相談窓口との連携・協力を図っていく。 (具体例) ・各地域で設置される多文化共生に係る協議会への参加 ・行政相談センターが主催する官公庁等行政苦情相談連絡協議会において連携協力に係る意見交換、外国人対応に係る情報共有 ・行政相談センターが行う一日合同行政相談所等の相談会に関係機関の参加を依頼し、外国人からの相談に対応
総9	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)について、「生活・就労ガイドブック(仮)」を政府横断的に作成する。 外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図っていくこととし、ポータルサイトで発信するほか、在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布するなど、国内外で幅広く提供する。対応言語については、11か国語を別途に多言語化を進める。〔法務省(外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁)〕	法務省	政府横断的に作成した「生活・就労ガイドブック」について、日本語版、英語版、ベトナム語版、やさしい日本語版と、情報を整理した日本語版の第2版を外国人生活支援ポータルサイトに公表した。	「生活・就労ガイドブック」を13言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語及びモンゴル語)に翻訳し、順次外国人生活支援ポータルサイトで公表する。 「生活・仕事ガイドブック(やさしい日本語版)」の冊子版を順次、作成・配布等する。
		外務省	「生活・就労ガイドブック」の作成に協力し、日本語・英語・ベトナム語版について、在外公館を通じ広報を実施した。	引き続き、入管庁に協力。
		厚生労働省	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に協力。	作成したガイドブックの周知を行うとともに、引き続き、内容の拡充等に向けた協力をを行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		警察庁	「生活・就労ガイドブック」等の作成にあたり、入管庁に協力した。	引き続き、本施策について入管庁に協力。
総10	多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備することを支援するとともに、利用促進のための周知活動を実施する。 さらに、多言語自動音声翻訳技術については、特に訪日外国人旅行者の多い言語の翻訳精度向上に取り組んできたところ、これまでの取組に加えて、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕	総務省	平成31年4月26日に「多言語音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、多言語音声翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備した。 訪日外国人旅行者に加え、在留外国人に対応するという観点から、強化対象言語にフィリピン語及びブラジルポルトガル語を加え、今年度中に実用レベルの翻訳精度を実現できるよう作業中。	今年度中に、フィリピン語及びブラジルポルトガル語を含めた12言語について、実用レベルの翻訳精度を実現する見込み。 令和2年度からAIによる同時通訳の実現及び対応言語の拡大等のための「多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発」を実施予定。
			令和元年度補正予算案に「多言語翻訳の普及推進」を盛り込んだ。	令和元年度補正予算事業として「多言語翻訳の普及推進」を実施予定。
総11	多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」をはじめ、外国人と接する機会が多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕	全省庁	【総務省】 全国50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」において、外国人相談者が来所した際の初動対応の手段として、多言語音声翻訳機器を試行的に29台配置したほか、全センターに配備のタブレット端末に翻訳アプリを導入し、活用。 また、地域によっては、外国人相談対応時に、国際交流協会等から協力を得て、例えば通訳の派遣等を受けられるよう、連携体制の構築を図った。	外国人相談者が来所した際に、全国どこでも適切な相談対応を行うため、多言語音声翻訳機器の全国50か所の相談窓口「きくみみ」への配置、タブレット端末を用いた映像通訳の導入などを検討する。 国際交流協会などから引き続き通訳等の支援を受けられるよう連携・協力の拡大・充実を図る。
			【法務省】 外国人受入環境整備交付金の交付要綱で、一元的相談窓口における11言語対応を担保している。	外国人受入環境整備交付金による支援については、3次募集で交付申請があった地方公共団体に対して、随時交付決定を行うとともに、令和2年度も引き続き支援する。 【再掲】施策番号総7で記載
総12	外国語で提供する行政情報・生活情報の更なる内容の充実、分かりやすさの向上を図るとともに、我が国を訪れる外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、より多くの言語による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕	全省庁	【法務省】 今年度4月からの新たな在留資格「特定技能」については、外務省ホームページの多言語対応サイトと出入国在留管理庁ホームページのリンク付けを行った。	ホームページの多言語化対応については引き続き進めていく。また、外務省ホームページの「特定技能」以外のコンテンツについても、リンク作業を進めていく。
			【経済産業省】 製・配・販連携協議会・多言語情報プロジェクトにて、多言語商品情報のスマートフォン専用アプリケーション「Mulpi」をリリースした。	引き続き、製・配・販連携協議会・多言語商品プロジェクトにて、訪日外国人に対する「Mulpi」普及啓蒙するとともに、商品情報元である主要メーカーに対して協力要請をおこなうことで内容充実を図る。
			【国税庁】 所得税及び復興特別所得税の確定申告における外国人納税者のための手引きについて、【英語版】及び【和訳版(職員用)】に加え、本年度(令和元年度)新たに【中国語版】を作成。【英語版】及び【中国語版】については、令和元年12月に国税庁ホームページに掲載。	令和2年度から、所得税及び復興特別所得税の確定申告における外国人納税者のための手引きについて、【ベトナム語版】の作成及び国税庁ホームページへの掲載に取り組む。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
			<p>【国税庁】 源泉徴収制度に関するリーフレット及び年末調整関係書類の5か国語【英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語】版を作成し、国税庁ホームページに掲載した。</p> <p>【厚生労働省】 社会保険の意義を理解してもらおうパンフレットを新たに作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施。【再掲】施策番号総8で記載</p> <p>【厚生労働省】 薬局に関する情報について、令和元年度予算において、全国統一的な検索サイト構築に向けた調査を行っている。</p>	<p>令和2年度においても、外国人納税者のニーズを見極めつつ、源泉徴収制度に関するリーフレット及び年末調整関係書類を多言語で作成し、国税庁ホームページへ掲載することに取り組む。</p> <p>引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。【再掲】施策番号総8で記載</p> <p>薬局に関する情報について、令和2年度も引き続き全国統一的な検索サイト構築に向けた調査を行う予定である。</p>
特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕		消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援（平成30年度実績額：1,885百万円の内数、平成30年度補正予算額：1,150百万円の内数、令和元年度予算額：2,200百万円の内数）。 <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/</a>	引き続き、地方自治体からの申請に応じて、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、訪日・在日外国人の消費に関わる安全確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。
		内閣府（子ども・子育て）	令和元年度予算において、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を創設。 （参考） 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算。	引き続き、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。
		法務省	「外国人生活支援ポータルサイト」の多言語化を段階的に進める方法について検討中。	「外国人生活支援ポータルサイト」の多言語対応の環境づくりを実施する。
		総務省	外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した3者間同時通訳の導入を推進しており、令和元年6月1日現在、全国726本部のうち437消防本部（60.2%）が導入。  救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和元年6月1日現在、全国726本部のうち434本部（59.8%）が導入。 【再掲】施策番号総32で記載  令和元年度補正予算案に「多言語翻訳の普及推進」を盛り込んだ。【再掲】施策番号総10で記載	引き続き、あらゆる機会を通じて実際の導入事例等を紹介しながら、導入の促進を図られるよう、働きかけていく。  調査により都道府県の取組や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図る。  令和2年までに導入の目処が立っていない消防本部等に対して、消防庁から直接働きかける。 【再掲】施策番号総32で記載  令和元年度補正予算事業として「多言語翻訳の普及推進」を実施予定。【再掲】施策番号総10で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総13		厚生労働省	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設。 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算。 ・平成31年3月29日付で多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出。 ・地域の子育て支援従事者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知。 ・保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出。	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。  地域の子育て支援従事者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。
			社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを新たに作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施。【再掲】施策番号総8で記載	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。【再掲】施策番号総8で記載
			介護保険制度に関するリーフレットについて、多言語翻訳に向けて調整中。	介護保険制度に関するリーフレットを多言語に翻訳(※)のうえ、HPIに掲載し、周知を図る。 (※)令和2年2月末までに以下の言語への翻訳を目指す。 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語
		文部科学省	「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及するポータルサイト「かすたねっと」の運営を行った。 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、母語支援員の配置など各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援した。 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(平成31年3月15日付け文部科学省総合教育政策局長通知)にて、各教育委員会が、就学案内を通知する際は、外国人が日常生活で使用する言語を用いることを配慮する旨、記載した。	引き続き、先進地域での実践(教材、文書等)を集約・普及するポータルサイト「かすたねっと」の運営を行うほか、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。
		国土交通省	防災・気象情報に関する多言語辞書及び気象庁ホームページの多言語化(11か国語)を実施。	今年度中に防災・気象情報に関する多言語辞書及び気象庁ホームページの14か国語への拡大等を実施する。また、多言語化の対応等について、民間事業者への周知・普及を実施する。
		国土交通省	施策番号41と同様。(国土交通省)	施策番号41と同様。(国土交通省)
総14	外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を利用することも想定した対応を推進する。[全省庁]	全省庁	出入国在留管理庁ホームページに、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報として「生活・就労ガイドブック」を掲載した。	年内に、「生活・就労ガイドブック」やその他の行政・生活情報についてツイッター上でも随時発信していく予定。
総15	新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る。地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕	内閣府(地方創生)	2019年度地方創生推進交付金(第1回・第2回)において、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。 (2019年度交付対象関連事業:56事業)	引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。
		内閣官房(まち・ひと・しごと)		
		法務省	内閣府において対応済。	内閣府において対応。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総16	地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕	法務省	相談業務に関する研修等を実施。：196回(10月末時点) 地方出入国在留管理局職員の派遣。：21地方公共団体で実施(10月末時点) 【再掲】施策番号総7で記載  外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、「外国人支援者ネットワーク構築の支援のための手引き」を作成し、これを基に地方出入国在留管理局が外国人支援者等に働きかける取組を行っている。	引き続き、地方公共団体及び関係行政機関等に対し、相談業務に関する研修や各種施策に関する情報提供を行う。 引き続き、外国人支援者のネットワークの構築を支援する。
総17	外国人材の受入れを要望する地方公共団体のニーズに対応すべく、「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動することができるように包括的な資格外活動許可を付与することとし、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、法務省、外務省〕	内閣官房(まち・ひと・しごと)	2019年度外国人材による地方創生支援制度において、本制度の周知・広報に努め、活用を促した結果、13団体が本制度を活用し、12名の在外人材とのマッチングを支援した。 地方公共団体等に雇用されている外国人材に対する包括的な資格外活動許可制度の浸透を図るため、地方公共団体に事務連絡を發出し、本制度の周知・広報に努めた。	外国人材による地方創生支援制度については、令和2年度においても実施予定。
		法務省	地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるようになるため、複数の在留資格にまたがる活動に従事することが可能となるよう、個別の許可ではなく一括して資格外活動許可を新たに付与できるように措置した(平成31年4月26日、改正入管法施行規則の公布・施行)。	制度の適正な運用に努める。
		外務省	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の依頼に基づく令和元年度分の広報支援は終了。全15公館にて、ホームページに求人情報を掲載するなどし、本制度の積極的な広報を実施。	令和2年も同様の取組を予定。
総18	「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕	総務省	「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、令和元年度から多文化共生アドバイザー制度の創設や全国7か所で多文化共生地域会議を開催することにより地域における多文化共生施策を更に推進。	引き続き、左記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進。
		法務省	平成31年3月29日付け「外国人の受入れ環境整備に係る地方入国管理局における対応について(通知)」及び令和元年7月11日付け事務連絡「出入国在留管理庁において設置を促進する会議の構成等の例について」を發出している。 会議体の設置状況について、確認中。	引き続き、都道府県が共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進し、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。
総19	在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕	総務省	外国人にかかる住民基本台帳制度等について、各県に出向き、市区町村の担当者向けに説明会を随時開催している。  HP該当部分について日本語を含め10言語に対応している。  外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について、「外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について(通知)」(平成31年3月25日付け総行外第2号)により、外国人住民に係る住民基本台帳の正確性を確保するため、住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、改めて周知を行った。	来年度も引き続き、市区町村の担当者向けの説明会を実施予定。  外国人にかかる住民基本台帳制度に関するホームページ該当部分について、対応言語の増加を検討。
総20	電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有し解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進を支援。  平成31年4月に、外国人患者受入れに関する医療機関向けマニュアルを取りまとめ公開。  令和元年度予算事業で都道府県において対策協議会等の設置支援を行っている。	引き続き、医療機関に対する電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進や都道府県における対策協議会の設置を進める。  令和元年度中に、外国人患者受入れに関する地方自治体向けマニュアルを取りまとめ公表する予定。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総21	地域の基幹的医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内案内図の多言語化を支援するなど、外国人受入れ体制の整備を進める。また、各都道府県において外国人患者を受け入れる医療機関を明確化できるようその基準について検討を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度も事業を通じて、医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を支援。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な病院の基準について、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で協議を行い、平成30年度末に都道府県に通知、令和元年12月に都道府県が選出した拠点的な医療機関のリストを取りまとめ公表。	引き続き、医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を進める。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関については、引き続き、リストの公表と更新を行っていくとともに、その基準等についても実情を踏まえながら引き続き検討を行っていく。
総22	医療機関における多言語対応のため、外国人患者の適切な費用負担の観点も踏まえつつ、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用を請求することも可能であることを周知する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	通訳・翻訳に係る費用を請求することも可能である旨の通知文を平成31年3月に発出。 令和元年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進を支援。	引き続き、医療機関に対する電話通訳の利用促進を進めていく。 通訳・翻訳に係る費用については医療機関における実態を調査し、必要に応じて周知を行っていく。
総23	「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を作成し、医療通訳の養成を促進するとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂版を厚生労働省のホームページに掲載。 「医療通訳認証の実用化に関する研究」において、医療通訳認定制度の実用化に向けた研究を進めた。 令和元年度から医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施が開始された。	必要に応じて「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂を検討する。 引き続き、令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況等をフォローしていく。
総24	都道府県が公表する薬局に関する情報について、厚生労働省において全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	薬局に関する情報について、令和元年度予算において、全国統一的な検索サイト構築に向けた調査を行っている。	薬局に関する情報について、令和2年度も引き続き全国統一的な検索サイト構築に向けた調査を行う予定である。
総25	高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕	厚生労働省	日本における診療の流れや支払い方法に関する事前説明の必要性、キャッシュレス決済の推進等円滑な医療費の支払いを可能とするための対応策を「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」に記載し、本年4月に公表。	「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」について、必要に応じ更新を行っていく。
		経済産業省	消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、10月1日からキャッシュレス・ポイント還元事業を開始。	引き続き、より多くの中小店舗、消費者に利用いただけるよう、分かりやすい周知などに取り組む。
		法務省	平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を案内するよう明記した。	引き続き、運用要領の周知に努める。
総26	外国人についても予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、国内の39歳から56歳までの男性を対象に3年間無料で定期接種を行うなどの風しんに関する追加的な対策について、同様に対象とするほか、我が国に中長期滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において結核スクリーニングを受けるとともに、麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（8か国語）で周知するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕	厚生労働省	＜風しんの追加的対策＞ 平成31年（令和元年）から開始した風しんの追加的対策において、国内に居住する外国人についても同様に対象としている。 ＜結核スクリーニング＞ 結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係機関との調整を進めている。 ＜多言語での周知＞ 我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を周知する多言語（13か国語）のポスターを作成している。	＜風しんの追加的対策＞ 引き続き、風しんの追加的対策の対象として対応する。 ＜結核スクリーニング＞ 結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。 ＜多言語での周知＞ 関係機関と調整のうえ、作成した多言語のポスターを活用して、今年度中に周知を行う。
		法務省	結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係機関との調整を進めている。	結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。
		外務省	結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係省庁との調整を進めている。	結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総27	訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕	観光庁	訪日外国人に対して旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを制作し、訪日外国人との接点になりうる場所において配布。  日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を掲載。	平成30年度の実績をもとに実施場所を検討の上、旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを訪日外国人との接点になりうる場所において配布するなどの加入勧奨を実施。  外国における旅行予約サイト等において日本行き旅行商品等を検索する外国人に対して、旅行保険加入を勧奨するデジタル媒体の広告等による宣伝を行い、旅行保険加入勧奨を実施。  日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を掲載。
		金融庁		
		法務省	観光庁からの依頼に基づき、主要空港等においてリーフレット、デジタルサイネージ等を用いて、旅行保険の加入について周知を図っている。	左記の取組を継続して実施する。
		外務省	在外公館で掲載・配布する保険加入勧奨ポスター及びチラシを発送済み。  外務省HP、在外公館HPにて保険加入勧奨の情報を掲載済み。	保険加入勧奨の継続実施。
総28	外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府(子ども・子育て)、厚生労働省〕	内閣府(子ども・子育て)	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設。 <i>(参考)</i> 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算。	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。【再掲】施策番号総13で記載
		厚生労働省	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設。 <i>(参考)</i> 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算。  平成31年3月29日付で多言語対応加算を反映させた実施要綱を发出。  地域の子育て支援従事者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知。  保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を发出。  【再掲】施策番号総13で記載	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。  地域の子育て支援従事者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。  【再掲】施策番号総13で記載
総29	外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する「多言語辞書」を充実し(11か国語)、平成31年度において、気象庁ホームページの多言語化(11か国語)、緊急地震速報や「Jアラート」の国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の多言語化(11か国語)を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。 加えて、気象庁ホームページについては、直観的に事態の危険性を認識できるよう、地図・色・数字で所在地の危険度を示す「危険度分布」について、アプリ等への積極展開を図るとともに、「Jアラート」等の音声伝達について、日本語が分からない外国人にも事態の識別が可能となるよう、アラーム音の在り方等の検討を行う。 また、地方公共団体が出す避難指示・避難勧告等を「Safety tips」等のプッシュ型情報発信アプリで発信できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語化・定型化を図る。 こうした対応等について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕	内閣府(防災担当)	【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】 防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ及び「Safety tips」の多言語化(11か国語)を実施。	今年度中に防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ及び「Safety tips」の14か国語への拡大を実施する。また、多言語化の対応等について、民間事業者への周知・普及を実施するとともに、地方出入国在留管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。
		法務省		
		総務省		
		国土交通省		



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総30	災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、平成32年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。〔総務省〕	総務省	平成31年2月に災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修を実施。(53団体から57名が参加)	今年度も令和2年2月に同研修を実施予定。
総31	災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕	外務省	令和元年7月9日に東京都と共催で外務省において実施し、災害時の連携について説明し、関係省庁の情報提供ウェブサイト等を広報した。	令和2年度の防災施策説明会のテーマ、開催時期につき検討中。
総32	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めるとともに、救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕	総務省	外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した3者間同時通訳の導入を推進しており、令和元年6月1日現在、全国726本部のうち437消防本部(60.2%)が導入。 救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和元年6月1日現在、全国726本部のうち434本部(59.8%)が導入。	引き続き、あらゆる機会を通じて実際の導入事例等を紹介しながら、導入の促進が図られるよう、働きかけていく。 調査により都道府県の取組や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図る。 令和2年までに導入の目処が立っていない消防本部等に対して、消防庁から直接働きかける。
総33	交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。また、外国人の居住実態や要望等の各都道府県の実情に応じ、運転免許学科試験や75歳以上の運転者を対象とした認知機能検査において多言語化の取組を進める。〔警察庁〕	警察庁	外国人を雇用する企業等との連携による交通安全教室の開催、各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を実施した。また、訪日外国人に対する安全運転啓発用動画及び配布用リーフレットを作成中であることに加え、運転免許学科試験等の多言語化のための経費を令和2年度予算案に計上した。	交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を今後も継続して実施する。引き続き、運転免許学科試験等の多言語化を図る予定。
総34	外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の導入を図る。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。〔警察庁、法務省〕	警察庁	日本語を解さない外国人からの110番通報の際に三者通話システムの活用を行っているほか、多言語翻訳機能を有する装備資機材(ソフトウェア)の導入に向け、高度警察情報通信基盤用多言語翻訳システムを整備中である。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図っている。	引き続き、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に三者通話システムの活用を行うとともに、多言語翻訳機能を有する装備資機材(ソフトウェア)を令和元年度中に導入し、運用を開始する。引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。
		法務省	全国各地において、外国人が刑事手続の当事者となった場合においては、適切な通訳の確保を図っている。	外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き適切な通訳を確保する。
総35	民間通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕	警察庁	都道府県警察に対し、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁内国捜発第45号ほか)を発出するとともに、各都道府県警察において、民間通訳人を同行した巡回連絡、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、外国人が参加する自主防犯団体との合同パトロール等を実施した。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進。
総36	消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等を行うことができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕	消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援(平成30年度実績額:1,885百万円の内数、平成30年度補正予算額:1,150百万円の内数、令和元年度予算額:2,200百万円の内数)。 <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/</a> 【再掲】施策番号総13で記載	引き続き、地方自治体からの申請に応じて、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、訪日・在日外国人の消費に関わる安全確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。【再掲】施策番号総13で記載
総37	法律トラブルについては、日本司法支援センター(法テラス)における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」(8か国語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、利用件数の増加に対応した通話回線数の確保など更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕	法務省	法テラスにおいて、「多言語情報提供サービス」による情報提供や民事法律扶助を含めた多言語での法的支援について、引き続き、適切な実施と周知、広報を推進している。なお、同サービスにおいては、利用件数の増加に対応して通話回線数を増設するとともに、令和元年4月から、8か国語であった対応言語を10か国語に拡充した。	現在の対応言語等を更に拡充することを検討しつつ、引き続き、適切な実施と周知、広報を推進する。
総38	法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、8か国語を目途に多言語対応を進めていくとともに、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるより更なる周知を図る。〔再掲〕〔法務省〕	法務省	平成31年1月から同年2月にかけて、SNS、Webサイト、雑誌などにおいて、当時の対応外国語(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)による人権相談や調査救済手続に係る周知広報を実施した。また、平成31年4月から人権相談における対応言語を日本語を含めて7か国語から11か国語(ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加)に拡大した。【再掲】施策番号総6で記載	引き続き、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるより更なる周知を図る。【再掲】施策番号総6で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総39	失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	2018年度全国厚生労働関係部局長会議(平成31年1月18日開催)及び厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議(平成31年3月5日開催)において、生活困窮相談等への対応の充実について周知。  2018年度全国厚生労働関係部局長会議(平成31年1月18日開催) https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/dl/8_shakaiengo-02.pdf P10-11参照 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議(平成31年3月5日開催) https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000484790.pdf P39-40参照	引き続き、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行えるよう、体制整備に取り組んでいく。
総40	新たな在留資格に基づく外国人材や技能実習生の受入れ企業は、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保が確実に実施されるよう、環境整備を行う。これと併せて、不動産関係団体において、新たな在留資格や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入居する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックを新たに作成するとともに、登録支援機関、不動産所有者等に対して広く周知、普及を図る。〔国土交通省〕	国土交通省	不動産関係団体あて平成30年12月25日付でガイドブック等の周知等の協力を求める通知を发出。通知を受け、不動産関係団体において、ガイドブックを平成31年4月に発行した。	不動産関係団体において、ガイドブックの周知・普及を図る。
		法務省	平成31年3月15日に公布された「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、外国人が締結する賃貸借契約に基づく外国人の債務について保証人となることその他の外国人のための適切な住居の確保に係る支援を行う旨規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、当該支援を行うよう明記した。	引き続き、運用要領の周知に努める。
総41	住宅確保要配慮者への支援を行っている全国の居住支援協議会に対して、外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう要請を行い、在留外国人への支援活動を促すとともに、不動産関係団体において、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組など、共生社会の実現に向けた施策を積極的に推進する。このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を不動産関係団体と連携してホームページで公表するほか、関係事業者への研修会等において、共生社会の重要性について併せて周知徹底する。また、同ガイドラインにおいては、外国語版の賃貸住宅標準契約書等に関して多言語対応(8か国語)の充実を図ってきており、不動産関係団体との連携の下、更なる普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービスを利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証関連団体に要請する。さらに、不動産関係団体において、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図る。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕	国土交通省	国土交通省HP、関係事業者への研修会にてガイドライン等を周知した。また、不動産関係団体あて平成30年12月25日付でガイドライン等の周知等の協力を求める通知を发出し、通知を受け、不動産関係団体において、ガイドライン等の周知、無料相談を実施した。  住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度について、全国説明会(平成30年度:9か所)やブロック会議(令和元年度:3か所)において周知を図った。  登録された住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム」において随時提供を行っている。  全ての居住支援協議会、家賃債務保証関連団体及び登録家賃債務保証業者に対し、平成30年12月25日付で外国人の受け入れ等について協力を要請する通知を发出した。  国土交通省HPIにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者について、対応言語、サービスの内容等の情報を掲載した。(平成31年3月15日)  多文化共生総合相談ワンストップセンター等に対して、平成31年4月23日付で出入国在留管理庁と連名で居住支援協議会等との連携を要請する通知を发出した。	国土交通省及び不動産関係団体において、引き続きガイドライン等の周知・普及を図る。  新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及を図るための取組を引き続き推進する。  引き続き、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、登録された住宅の情報提供を行う。
総42	公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組(外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等)を推進する。〔国土交通省〕	国土交通省	公営住宅に関しては、都道府県・政令市に対し、平成30年12月25日付で通知を发出した。  都市再生機構の賃貸住宅については、現在の取組を引き続き実施している。また、都市再生機構における外国人との共生の取組事例集を業界団体を通じ民間賃貸住宅事業者等に対して平成31年4月15日付で周知した。	公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を引き続き推進する。  都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総43	全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。	金融庁	平成31年1月に全ての金融機関に対し外国人材の口座開設を円滑化すること、口座開設手続きを明確化すること及びパンフレット等による周知を行うことについて要請文を发出。	外国人材の口座開設の円滑化及びマネー・ローンダリングや地下銀行の利用などの犯罪への関与の防止のため、外国人材及びその受入れ先向けのパンフレットを全国に配布し、都市部や地方での説明会を開催する。
		法務省	「外国人生活支援ポータルサイト」に金融庁ホームページ「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」へのリンクを掲載した。また、「生活・就労ガイドブック」に銀行口座の開設方法を掲載している。	今後とも、「外国人生活支援ポータルサイト」などの情報発信により金融庁に協力する。
総44	こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕	金融庁	・外国人材の受入れ先に対するパンフレットを作成・公表(平成31年4月) ・外国人材向けのパンフレットをやさしい日本語を含む14か国語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ネパール語)で作成・公表(令和元年10月)。 ・2つのパンフレットを、全国の出入国在留管理局や地方自治体等において配布中。 ・全国銀行協会において13か国語での顧客向け説明資料を作成・公表。	外国人材の口座開設の円滑化及びマネー・ローンダリングや地下銀行の利用などの犯罪への関与の防止のため、外国人材及びその受入れ先向けのパンフレットを全国に配布し、都市部や地方での説明会を開催する。 【再掲】施策番号総43で記載
		法務省	「外国人生活支援ポータルサイト」に金融庁ホームページ「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」へのリンクを掲載した。また、「生活・就労ガイドブック」に銀行口座の開設方法を掲載している。【再掲】施策番号総43で記載	今後とも、「外国人生活支援ポータルサイト」などの情報発信により金融庁に協力する。【再掲】施策番号総43で記載
		厚生労働省	金融庁より一般社団法人全国労働金庫協会に要請済(平成31年1月31日付)	今後、関係省庁と必要な連携を取り、適切に対応する予定。
		農林水産省	金融庁から、農林中央金庫に対して平成31年1月31日付で外国人材の受入れ等に関する要請文を发出。当該要請文を受け、3月29日付で農林中央金庫から傘下系統金融機関に対して周知文書を发出。また、当該要請文を踏まえ、顧客向けチラシ(日本語版・英語版)を作成し、8月16日付で傘下系統金融機関に周知している。	農林中央金庫及び傘下金融機関において要請文に沿った取組みが行われているかについて、当省として、今後も取組み状況をモニタリングしていく。
総45	受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕	法務省	「外国人生活支援ポータルサイト」に金融庁ホームページ「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」へのリンクを掲載した。また、「生活・就労ガイドブック」に銀行口座の開設方法を掲載している。【再掲】施策番号総43で記載 平成31年3月15日に公布された「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を行う旨規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、当該支援を行うよう明記した。	今後とも、「外国人生活支援ポータルサイト」などの情報発信により金融庁に協力する。【再掲】施策番号総43で記載 特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を引き続き行っていることを確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。
総46	外国人材の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。〔内閣府(地方創生)、厚生労働省〕	内閣府(地方創生)	賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計について、関係者と協議・検討を行っている。	引き続き、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度等、必要な制度設計に向け、関係者と協議検討を行っていく。
		厚生労働省	賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計について、関係者と協議・検討を行っている。	引き続き、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度等、必要な制度設計に向け、関係者と協議検討を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総47	在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、携帯電話事業者等に対し、日本語の語せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底に取り組む。〔総務省〕	総務省	これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握。3月27日に携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請。その際、在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知を実施。	携帯電話事業者・業界団体等における取組について適時フォローアップを行う。
総48	就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。 また、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』等を活用し、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。〔文部科学省〕	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した各地の優れた取組を支援している。 また、地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修として、地域日本語教育コーディネーター研修を実施している。  「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人に対し、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。 また、空白地域解消推進協議会において、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介し、日本語教室設置を促進している。  地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。また、地域日本語教育の優良事例等の普及を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対して研修等を開催している。  条約難民及び第三国定住難民に対し、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施している。	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について、引き続き、生活者としての外国人を対象とした日本語教育に関する地域の優れた取組を支援するとともに、地域における日本語教育プログラムの編成や、地域の関係機関との調整等を担う地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を開催する。  「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業について、引き続き、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、空白地域である地方公共団体を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催する。  地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくりを推進し、日本語学習機会の確保を図るとともに、地方公共団体の日本語教育担当者に対して、地域日本語教育の優良事例等の情報共有を含む研修等を開催する。  条約難民及び第三国定住難民に対する支援について、引き続き、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、適切に実施していく。
総49	日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語(8か国語)に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。〔文部科学省〕	文部科学省	【充27を参照】	【充27を参照】
総50	放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕	文部科学省	平成31年3月から日本語入門講座「NIHONGO STARTER」のオンライン配信を開始するとともに、令和元年10月から以前開講していた「日本語基礎A」等を再編集し、BS放送にてアーカイブ放送を開始。	放送大学において、制作した講座・番組を活用し、引き続き日本語学習の機会を提供する。
総51	我が国を訪れる外国人が日本語を学習できるよう、日本放送協会(NHK)が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関(在外公館、地方公共団体、教育機関等)において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。〔総務省等関係省庁〕	総務省	NHKでは、引き続き以下のとおり国際放送(NHKワールドJAPAN)等により日本語教育コンテンツを放送・配信している。 ・ラジオ国際放送: 日本語会話の初級講座「やさしい日本語」を17言語で引き続き放送中。 また、わかりやすくやさしい日本語のみを使用したニュース番組を新たに放送開始。 ・テレビ国際放送: 「やさしい日本語」を用いて映像化した「Easy Japanese」等について引き続き英語で放送中。 また職場で使える日本語の基礎的なフレーズや、日本の職場での文化やマナーについても学ぶことができる番組「Easy Japanese for Work」を英語と中国語で新たに放送開始。 ・インターネット: 上記のラジオ及びテレビ番組について、新たに放送を開始したコンテンツも加え、引き続きウェブサイトにてライブストリーミング及びVODで配信中。VODについては英語以外の複数言語で配信中。 このほか、漢字にふりがなを振るなど、わかりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」を引き続き提供中。 また、上記のコンテンツの利用拡大に向けて周知を行うための、日本語教育コンテンツに特化した内容のパンフレットを新たに作成し周知を実施中。	NHKにおいて、引き続き日本語教育コンテンツの充実に向けて取組を推進。 また、関係機関とも協力し、当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総52	<p>夜間中学は、義務教育未修了者や入学希望既卒者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成30年11月現在、全国8都府県25市区に31校が設置され、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が新設される予定である。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。</p> <p>このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が開校した。現在は9都府県27市区に33校となっている。令和元年6月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示された。令和元年8月には夜間中学における日本語指導研修会を東京・大阪会場で実施した。令和2年1月には夜間中学設置推進説明会を東京・大阪会場で実施する予定。</p>	<p>教育機会確保法及び各種閣議決定等を踏まえ、義務教育の機会を実質的に保障するため、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。</p>
総53	<p>日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした日本語教育の標準(仮)や日本語能力の判定基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会日本語教育の標準に関するワーキンググループにおいて検討を進めている。</p>	<p>引き続き、同会議において検討を進め、日本語教育の標準(仮)や日本語能力の判定基準を作成する。</p>
総54	<p>国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版で示す日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムの普及を図るため、報告に基づくカリキュラムを開発している。また、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等を文化審議会国語分科会日本語教育小委員会日本語教育能力の判定に関するワーキンググループにおいて検討を行い、パブリックコメントを実施し、更に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和2年3月の取りまとめに向けて審議を行っている。</p>	<p>引き続き、日本語教育を担う人材の養成・研修のカリキュラムの開発とともに、実施・普及を行い、日本語教育の質の向上を図る。また、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等を検討し、その検討を踏まえた制度設計を行う。</p>
総55	<p>関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図るため、令和元年度「文化庁日本語教育大会・東京大会」を開催した。(令和元年度「文化庁日本語教育大会・京都大会」は、台風19号接近に伴い終日中止。)</p> <p>また、日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。</p>	<p>引き続き、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図るため、次年度も日本語教育大会を開催する予定。</p> <p>引き続き、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図るため、日本語教育に関するコンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総56	留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕	法務省	令和元年8月1日に告示基準の改正を行い、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準を導入し厳格化を行うこととした。	改正した告示基準の適正な運用に努めていく。
		文部科学省	文部科学省に「法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期点検及び客観的指標に関する協力者会議」を設置し、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準等について検討。本有識者会議の検討等を踏まえ、法務省において告示基準の改正を行った。 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm</a>	改正された告示基準に基づき、適切に対応。
総57	現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕	法務省	令和元年8月1日に告示基準の改正を行い、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方出入国在留管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付けた。	改正した告示基準の適正な運用に努め、告示基準に適合していないことが判明した教育機関については、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等には告示から抹消するなどの厳格な運用を行う。
		文部科学省	文部科学省に「法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期点検及び客観的指標に関する協力者会議」を設置し、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準等について検討。本有識者会議の検討等を踏まえ、法務省において告示基準の改正を行った。【再掲】施策番号総56で記載 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm</a>	改正された告示基準に基づき、適切に対応。【再掲】施策番号総56で記載
総58	教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成31年3月を目的に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ることにより地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕	法務省	令和元年8月1日に告示基準の改正を行い、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方出入国在留管理局に対する報告及び公表を義務付けた。また、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを行った。加えて、地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直し、令和2年1月から新たな基準による選定結果に基づいて運用することとした。	改正した告示基準の適正な運用に努めていく。また、今回見直した提出資料及び選定基準についても、適正な運用に努める。
		文部科学省	文部科学省に「法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期点検及び客観的指標に関する協力者会議」を設置し、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準等について検討。本有識者会議の検討等を踏まえ、法務省において告示基準の改正を行った。【再掲】施策番号総56で記載 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1414876.htm</a>	改正された告示基準に基づき、適切に対応。【再掲】施策番号総56で記載
総59	告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率をICTによる記録に基づき審査するなどし、その適正性についての確な判断を行う。〔法務省〕	法務省	日本語教育機関に対して、ICTの導入実績等、現状について調査を行っているところ。	調査結果に基づいて、日本語教育機関の抹消の基準等の適用等に活用していく。
総60	検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕	警察庁	検挙された留学生に係る日本語教育機関に関する情報を法務省等関係省庁に提供した。	今後も引き続き、日本語教育機関に関する情報を関係省庁に提供予定。
		法務省	外務省から提供された、査証審査等により判明した要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を、在留資格認定証明書交付申請に係る審査に活用し、厳格な審査を行い、その結果について外務省に共有した。警察庁から提供を受けた検挙された留学生が在籍する日本語教育機関の情報を調査等に活用した。	警察庁及び外務省から提供された情報に基づいて、引き続き厳格な審査を行うとともに、当該審査結果をフィードバックし本取組の見直しや改善を行い、悪質な日本語教育機関の排除に努める。
		外務省	当該日本語教育機関の情報を在外公館における査証審査の参考として活用。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学斡旋機関の査証申請受付を一定期間停止しており、係る情報を法務省等に提供した。	引き続き、関係省庁との連携を密にする。
総61	公立学校において、2026年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。〔文部科学省〕	文部科学省	教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、基礎定数化を着実に実施している。  「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号総13で記載	教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施する。  引き続き、各自自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総62	地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のICTの整備を支援する。〔文部科学省〕	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号総13で記載	引き続き、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。【再掲】施策番号総61で記載 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載
総63	教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。〔文部科学省〕	文部科学省	「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(委託事業)にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を実施した。 また、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」(令和元年6月18日～21日)により指導者を養成したほか、地方自治体等からの要請に応じて、地方自治体が行う研修に講師として「日本語指導アドバイザー」の派遣を行った。	引き続き、「モデル・プログラム」の開発・普及を実施するとともに、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「日本語指導アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修を促進する。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載
総64	高等学校等が企業、NPO法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。〔文部科学省〕	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号総13で記載	引き続き、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。【再掲】施策番号総61で記載 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載
総65	外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。 さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。〔文部科学省〕	文部科学省	「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(平成31年3月15日付け文部科学省総合教育政策局長通知)にて各都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会に、外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握及び学校への円滑な受入れに係る通知を発出した。 また、外国人の子供の就学実態に関する初めての全国的な調査(令和元年5月1日時点)を実施し、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行った。 また、平成31年3月に「外国人児童生徒受入れの手引き」を改訂し、文部科学省HPに掲載した。	外国人の子供の就学実態に関する調査の確定値をとりまとめるとともに、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の横展開を図る。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載
総66	NPO、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。 また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕	文部科学省	「定住外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援した。 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援した。【再掲】施策番号総13で記載	引き続き、各自治体が行う外国人の子供の就学促進及び外国人児童生徒等への校内支援体制の整備等に対する取組を支援する。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載
総67	補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕	警察庁	少年の非行を防止するため、補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、少年の健全育成を図っている。	今後も、大学生ボランティア等と連携して、少年の健全育成を図る。
総68	平成30年度中に大学を卒業する留学生在が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成30年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生在が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕	法務省	「平成30年度中に大学を卒業する留学生在が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。」について、令和元年5月30日に告示改正を行い公布・施行済み。 「クールジャパン分野等での受入れ」については、令和元年11月1日、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化普及人材育成事業」と改められるとともに、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても対象とされたことを受け、当該事業における特定調理等活動に従事する外国人に対し、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認めることとした。(令和元年11月12日、審判課長・在留管理課長通知)	引き続き、当該施策の周知・広報に努める。 制度の適正な運用に努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総69	平成30年中に、留学生を含む外国人起業家の起業等の促進を目的として、起業準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の在留資格手続上の措置を講ずるとともに、起業活動を支援する地方公共団体を認定するための所要の措置を講ずる。〔法務省、経済産業省〕	法務省	経済産業省告示「外国人起業活動促進事業」に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、1年を超えない期間で「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認めるため、法務省告示の改正を行った(平成30年12月28日、公布・施行)。	制度の適正な運用に努める。
		経済産業省	昨年12月に外国人起業活動促進事業に関する告示を施行し、起業活動を支援する地方公共団体を認定するための手続きを整備した。 本制度による認定地方公共団体の数は7団体となった。	地方公共団体向けに制度の周知を引き続き図っていく。
総70	一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成30年度中に所要の措置を講ずる。〔法務省〕	法務省	留学生がユースエール認定企業に就職する場合、在留資格変更許可申請を行う際の提出書類を簡素化した(平成31年3月29日、入国在留課長通知)。	制度の適正な運用に努める。
総71	大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム(仮称)」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。 これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕	文部科学省	大学への支援については、文部科学省において、「留学生就職促進履修証明プログラム(仮称)」の制度設計について、検討の準備を開始するとともに、同制度で認定を受けた大学に対して奨学金を優先配分予定。 専修学校への支援については、専修学校の振興に資する法人格を有する団体に委託を行い、日本語教育支援や修士支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、関係機関との連携によるモデル体制の構築を進めている。令和元年度9月末時点で、8事業を委託している。	大学への支援については、令和2年度の募集を目指して、制度設計を進める。 専修学校への支援については、引き続き、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、関係機関との連携によるモデル体制の構築を進めていく。
総72	各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕	文部科学省	平成31年4月12日付け公文書にて、各大学に留学生の就職率等の情報開示を要請。大学等に対し、外国人留学生の就職支援の取組や就職状況に応じた奨学金の優先配分を実施済。  留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について <a href="https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html">https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html</a>	引き続き就職支援の取組等に応じた奨学金の優先配分を実施する予定。
総73	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会(意見交換)を行う。〔法務省、文部科学省〕	法務省	今秋から、「留学生就職促進プログラム」に採択されている12大学が開催する、「留学生の国内就職促進に係る地域研修会(意見交換会)」に、地方出入国在留管理局から講師を派遣している。	引き続き、各大学の要望を踏まえ、文部科学省及び地方出入国在留管理局と連携して当該研修会に対応していく予定。
		文部科学省	「留学生就職促進プログラム」に採択されている12大学に対し、「留学生の国内就職促進に係る地域研修会(意見交換)の実施について」を案内。近隣大学や企業等にも参加を呼びかけるなど、3機関が研修会を開催済み。	引き続き、各大学の要望を踏まえ、出入国在留管理庁と連携して研修会への講師派遣を行う予定。
総74	留学生の採用時に高い日本語能力(例えば、日本語能力試験N1相当以上)を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省等関係省庁)〕	経済産業省	関係省庁、産業界、支援事業者等、大学等が連携し、企業における留学生の採用及び採用後の育成・待遇の多様化を推進することを目的とし、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを設置。12月20日時点で5回の会合を開催するとともに、企業における好事例についてヒアリングを実施。 【外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム】 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/index.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/index.html</a>	プロジェクトチームの会合を月1回程度開催。1月末を目途に取りまとめを行う予定。
		厚生労働省	本年8月、ベストプラクティスの取りまとめに向けて、経産省、文科省及び当省を共同事務局として「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」を設置し検討を行っている。(12月20日時点で5回開催。)	プロジェクトチームの会合を月1回程度開催。1月末を目途に取りまとめを行う予定。
		文部科学省	経済産業省が開催する「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」に出席する等、連携を進めているところ。	経済産業省が開催する「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」に参画する等、引き続き連携を進める。



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総75	留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業や高度外国人材・留学生に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスを提供する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構(JETRO)に立ち上げる。 プラットフォームには、関係省庁が保有する出入国管理制度、雇用、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学の情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策をきめ細かく、常時アップデートされた最新の形で掲載する。 また、プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供する。伴走型支援を通じ、高度外国人材の活躍を海外の新規顧客の獲得等の新たなビジネスチャンスにつなげる中堅・中小企業の成功事例を創出し、他の成功事例と合わせて広く紹介することで、中堅・中小企業における留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。〔経済産業省〕	経済産業省	平成30年12月25日に「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構(JETRO)に立ち上げ、留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業と外国人材・留学生の双方に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスの提供を開始した。具体的にはそのポータルサイトに、関係省庁が保有する関連諸制度、我が国への就職に熱心な大学における留学生の在籍情報や留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある我が国企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナーや留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策を、常時アップデートされた最新の形で掲載している。 また、平成31年4月より、本プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から活躍までのきめ細かな伴走型支援の提供を開始し、今年度は約200社への支援を実施している。	高度外国人材の我が国企業での採用・活躍推進に向け、関係省庁連携の下、引き続き「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通して、関係省庁が保有する関連諸制度、我が国への就職に熱心な大学における留学生の在籍情報や留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある我が国企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナーや留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策等の情報発信・ワンストップサービスの充実を図る。 また、伴走型支援を開始した企業に対しては、企業ごとの特徴や要望を踏まえた継続的な支援を実施していく。そして、他の中堅・中小企業の参考となるよう、今年度内を目途に伴走型支援の好事例をまとめ、広く周知を図っていく。
総76	外国人雇用サービスセンター及び一部のハローワークに設置している留学生コーナーを留学生に対する就職支援の拠点として位置付け、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、インターンシップやセミナー、説明会の開催等により、留学生と企業とのマッチング支援を行うとともに、外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化を図り、更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチング支援を行っている。 また、令和元年度において、外国人雇用サービスセンターを1箇所(福岡外国人雇用サービスセンター)、留学生コーナーを3箇所増設する等の支援体制の強化を図った。	引き続き、外国人雇用サービスセンター(4箇所)や留学生コーナー(21箇所)を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への振り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。
		経済産業省	留学生と中小企業とのマッチングの機会の提供等により、中小企業のニーズに応じた多様な人材の確保を推進を図っている。  【予算について(平成31年度)】 事業名:地域中小企業人材確保支援等事業 予算額:13.8億円の内数(委託) 事業概要:地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援する。	引き続き、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、外国人留学生を含む多様な人材の発掘・確保・定着を支援していく。
総77	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	文部科学省委託事業「日本留学海外拠点連携推進事業」において、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する取組を行っている。	引き続き、委託事業の取組みを推進するとともに、日本国内の政策動向や現地の学生の就職希望状況、国内企業ニーズ等の情報収集・分析をふまえ、国内就職を見据えた優秀な留学生獲得のための取組等を推進していく。
総78	アジアの優秀な人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用やインターンシップの実施状況の調査を含め、関係機関との連携強化を図りつつ、改善が必要な点について対応することで、留学生の卒業後の就職につなげていく。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕	外務省	外務省・JICAのWEB上にイノベティブ・アジアの事業概要及び受入企業向けの案内(インターンシップ関連等)を掲載し、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」にリンクを貼る等、関心企業に向けた情報発信を行った。学位課程中あるいは修了後に留学生全員がインターンシップを経験するよう調整を行っている。また、プラットフォーム合会において、事業の進捗を関係省庁に共有し、連携可能な事項について検討、調整を進めている。	企業との交流機会を予定(令和2年3月頃)。
		法務省	イノベティブ・アジア事業の研修を修了した者が、日本での就労を目的とした在留資格の諸申請を行う際の審査の迅速化及び必要書類を一部簡素化した。(令和元年6月24日、在留管理課長通知)	制度の適正な運用に努める。
		経済産業省	平成30年12月25日に「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構(JETRO)に立ち上げ、イノベティブ・アジア事業等による留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、関係省庁の連携の下、企業や高度外国人材・留学生の双方に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスの提供を実施している。 また、平成31年4月より、本プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から活躍までのきめ細かな伴走型支援の提供を開始した。	イノベティブ・アジア事業等による留学生を含む高度外国人材の我が国企業での採用・活躍推進に向け、関係省庁連携の下、引き続き「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通して、関係省庁が保有する関連諸制度、我が国への就職に熱心な大学における留学生の在籍情報や留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある我が国企業の情報とともに、関係省庁等が実施しているインターンシップ、セミナーや留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策等の情報発信・ワンストップサービスの充実を図る。 また、伴走型支援を開始した企業に対しては、企業ごとの特徴や要望を踏まえた継続的な支援を実施していく。そして、他の中堅・中小企業の参考となるよう、今年度内を目途に伴走型支援の好事例をまとめ、広く周知を図っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		文部科学省	平成30年度に国費外国人留学生制度において、イノベティブアジア事業に関連するプログラムを採択。国費外国人留学生として採用され、イノベティブアジア事業の対象とされた学生に対し令和元年度より支援中。	引き続き、支援を実施する。
総79	留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕	文部科学省	出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知(平成31年3月29日付け30高学留第72号)を发出し、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を要請済。  外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm</a>  あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知済。  外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</a>	引き続き、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針に則り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図る。
総80	介護施設等が行う外国人介護人材等の日本語や専門知識の学習支援等の受入れ環境の整備を支援するほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を更に推進する。〔厚生労働省、文部科学省〕	厚生労働省	都道府県、政令市及び中核市が、外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修を実施する事業等の費用として必要な額を令和元年度予算に計上した。また、介護分野の特定技能評価試験の学習テキストを作成し、10月に公表した(外国人介護人材受入環境整備事業)。  介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、修学資金の貸付けを行う事業について、貸付原資等として必要な額を平成30年度二次補正予算に計上した。(介護福祉士修学資金等貸付事業)	令和2年度予算案において、介護職種の技能実習生及び介護分野の1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を、昨年度に引き続き実施するほか、新たに、外国人を対象に行う研修の質を向上させるための研修講師の養成に必要な経費を計上。
		文部科学省	介護分野も含めた外国人留学生を対象として、支援を実施済。(留学生受入れ促進プログラム)	引き続き介護分野も含めた外国人留学生を対象として支援を実施する予定。
総81	特定活動の在留資格により認められるインターンシップが、留学生自らのスキルアップのほか、国際的な文化交流に資するとの観点も踏まえ、その対象となる留学生の範囲や活動内容について、更なる周知を図るなど、より一層の利用促進を図る。〔法務省〕	法務省	法務省(出入国在留管理庁)のホームページに、対象者及び活動内容について掲載している。	「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の対象範囲や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定・公表予定。
総82	労働基準監督署において、体制を強化し、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知を行うとともに、法令違反が認められた場合には厳正な対処を徹底する。また、ハローワークにおいても、事業主に対し、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組む。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度においては労働基準監督官を増員し、引き続き外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組んでいる。また、更なる体制整備に向けて労働基準監督官の増員の検討を進めた。	引き続き労働基準監督官による外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。
			令和元年度において、安定所に配置する外国人労働者専門官や相談員を増員し、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実に取り組んでいる。また、更なる体制整備に向けて外国人労働者専門官や相談員の増員等の検討を進めた。	引き続き、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、必要な体制整備を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総83	とりわけ、技能実習制度における管理監督体制を強化し、技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、外国人技能実習機構の体制強化を図る。〔法務省、厚生労働省〕	法務省 厚生労働省	外国人技能実習機構の定員は、令和元年度予算において241名の増員がなされ、587名となっている。	引き続き、必要に応じて体制整備について検討する。
総84	我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を進めるとともに、関係省庁、業界団体等に対してその活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援するなど、外国人労働者の労働災害の防止対策を充実・強化する。また、外国人労働者についても、労働災害が発生した場合には迅速・公正な保険給付を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	特定技能外国人の受入れ分野に対応する安全衛生教育用視聴覚教材について、日本語を含む11言語で作成中（令和元年度内に完成予定）。	作成した安全衛生教育用視聴覚教材は速やかに公開するとともに、令和2年度末までには、対応言語を拡充して14言語とし、危険有害業務に係る安全衛生教育用視聴覚教材の作成等も実施する。
総85	外国人労働者からの相談については、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」を、増加する外国人労働者のニーズを踏まえ、外国人の多い地方公共団体を管轄する労働局及び監督署を中心に、増設する。また、対応する言語についても、現行の6か国語から8か国語に増やす。「外国人労働者向け相談ダイヤル」についても、同様の充実を図る。 また、労働基準監督署閉庁後の相談に対応している「労働条件相談ほっとライン」（平日17時～22時、土日9時～21時）において、外国人労働者からの相談の多言語対応（8か国語）を進める。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度については、「外国人労働者相談コーナー」は、34か所から62か所に増設し、「外国人労働者向け相談ダイヤル」とともに、日本語以外で6か国語から8か国語に増やした。また、「労働条件相談ほっとライン」についても、8か国語で対応するよう多言語化を図った。	更なる多言語化に向けて対応予定（施策番号充38参照）。
総86	電話通訳を行う多言語コンタクトセンターの運用により、全国のハローワークで多言語対応が可能な相談体制を整備（11か国語）するとともに、外国人の集住地域を中心に通訳員の効率的な配置を進める。電話通訳サービスについては、我が国に在留する外国人労働者の実態や、ハローワークにおける活用状況等を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うなど、ハローワークの窓口における通訳機能の利便性向上を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	全てのハローワークにおいて、多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、多言語による相談対応を実施している。	引き続き、多言語コンタクトセンターの活用やニーズを踏まえた通訳員の機動的な配置等により、多言語相談体制の充実を図る。
総87	新たな在留資格による外国人材等の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での転職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応（11か国語）により、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	全てのハローワークにおいて、多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、多言語による相談対応を実施し、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行っている。	引き続き、多言語コンタクトセンターや通訳員の活用等を図りながら、地元企業の情報提供等を含め、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総88	外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、在留外国人と地域の中小企業等との更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチング支援を行っている。 また、令和元年度において、外国人雇用サービスセンターを1箇所(福岡外国人雇用サービスセンター)、留学生コーナーを3箇所増設する等の支援体制の強化を図った。	引き続き、外国人雇用サービスセンター(4箇所)や留学生コーナー(21箇所)を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。
		経済産業省	留学生と中小企業とのマッチングの機会の提供等により、中小企業のニーズに応じた多様な人材の確保を推進を図っている。  【予算について(平成31年度)】 事業名:地域中小企業人材確保支援等事業 予算額:13.8億円の内数(委託) 事業概要:地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援する。	引き続き、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、外国人留学生を含む多様な人材の発掘・確保・定着を支援していく。
総89	定住外国人を対象に、日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業の実施地域の拡充等を図るとともに、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。〔厚生労働省〕	厚生労働省	定住外国人を対象とした研修事業については、平成30年度より実施地域等の拡充を図っている。	今年度拡充した地域も含めて、引き続き、事業の円滑な実施に向けて取り組むとともに、来年度においても実施地域及び対象者数の拡充を図る。
			定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練については、令和元年度は、5県で実施。 定住外国人職業訓練コーディネーターの配置については、3箇所配置(※都道府県の要望を踏まえて配置)。	定住外国人の日本語能力に配慮した職業訓練については、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて、委託により実施することを可能としており、今後も引き続き実施するほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを引き続き、配置する。
総90	人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施している。	今後ともホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用し、周知・広報を図る予定。
総91	社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	社会保険の加入促進にあたり、法務省からの特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報に係る提供方法等について、法務省との協議を終え、令和元年6月から、提供を受けた情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。 国民健康保険について、市町村の取組に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度において、離職時等に、年金被保険者情報を活用しながら行う加入促進の取組等を行っている市町村を評価対象としている。	引き続き、法務省から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組について、引き続き周知していく。
総92	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援の対象としている。	令和元年度についても、引き続き特別調整交付金による財政支援の対象とし、支援メニューを充実させる予定。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総93	<p>地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。</p> <p>このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省、厚生労働省〕</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>平成31年3月15日に公布された「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記した。</p> <p>また、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。</p> <p>さらに、特定技能制度については、国民健康保険を除く社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、令和元年6月、厚生労働省との協議を了し、当局間で内容を確認した。なお、国民健康保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、厚生労働省との間で協議中である。</p> <p>法務省において、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした特定技能所属機関については受入れを認めないことや、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人からの在留資格更新等許可申請を不許可とすることとしており、厚生労働省として、保険料納付状況を確認するための書類交付について連携・協力を行っている。</p> <p>また、社会保険の加入促進にあたり、法務省からの特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報に係る提供方法等について、法務省との協議を終え、令和元年6月から、提供を受けた情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。</p> <p>また、国民健康保険の加入促進にあたり、特定技能外国人に係る法務省との情報連携に必要な連絡窓口や方法等の体制整備について法務省との間で協議中である。</p>	<p>特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。</p> <p>また、国民健康保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの枠組みについて早期に厚生労働省との調整を了するよう、引き続き協議を進める。</p> <p>法務省における、社会保険料を一定程度滞納した特定技能所属機関に対する受入れを認めない取組や、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人の更新等を不許可とする取組について、引き続き、厚生労働省として連携・協力を行う。</p> <p>また、引き続き、法務省から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。</p> <p>国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人に係る法務省との情報連携について協議を行い、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組む。</p>
総94	<p>医療保険の適正な利用の確保のため、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまではいえないケースなど、一定の例外を設ける。その際、いわゆる「医療滞在ビザ」で来日して国内に居住する者については、国民健康保険と同様に健康保険の対象としないこととする。なお、制度改正が実施されるまでの間については、平成30年3月から実施している被扶養者の認定方法を公的書類等による認定に統一化する取組のフォローアップを行いつつ、引き続き厳格な認定を行う。</p> <p>また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みを試行的に創設したが、高額療養費の現物支給化に必要な限度額認定証の申請時においてのみ通知する仕組みであることから、更なる連携強化を図るため、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時など、通知対象を拡大する。また、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。</p> <p>さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。なお、海外療養費における不正受給対策についても、引き続きその周知や実施の促進を図る。</p> <p>加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。〔法務省、厚生労働省〕</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度については、国民健康保険限度額適用認定証の交付申請時に加え、高額医療費の支給申請時、海外療養費の支給申請時、出産育児一時金の支給申請時、その他医療を受ける目的で在留していることが特に疑われる場合へと拡大済み。</p> <p>法律上の措置が必要となる健康保険の被扶養認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件の導入については、当該措置を含む「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)が令和元年5月22日に公布されたところ(令和2年4月1日施行)。また、施行に向けて、関係省令の改正を実施(令和元年8月30日公布、令和2年4月1日施行)し、運用に当たっての基本的な考え方や具体的な取扱いを示した通知を发出。</p> <p>また、国民健康保険においては、市町村から法務省に通知する枠組みについて、通知対象を拡大する通知を平成31年1月7日に发出した。また、令和元年5月15日に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を明確化した(令和元年5月22日施行)。</p> <p>更に、平成31年4月1日に通知を发出し、海外出産に係る出産育児一時金について、海外療養費における対応も踏まえつつ、支給の適正化に向けた対策等の周知を行った。</p> <p>いわゆる「なりすまし」対策については、国籍を問わず発生しうる問題であり、医療機関窓口での事務負担などにも留意する必要があることから、関係者と調整しつつ厚労省において検討を進めているところ。</p>	<p>今後、必要に応じて医療保険制度を所管する厚生労働省と連携を取って適切に対応する予定である。</p> <p>令和2年4月1日より健康保険の被扶養認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件が施行されるため、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>国保における資格管理や支給の適正化について、引き続き周知していく。</p> <p>「なりすまし」対策については、引き続き関係者と調整の上、検討を進め、医療機関等に具体的な取扱いに関する通知を发出する予定である。</p>
総95	<p>地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととする。また、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。</p> <p>また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省(国税庁、総務省)〕</p>	<p>法務省</p>	<p>平成31年3月15日に公布された「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記した。</p> <p>また、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。</p> <p>さらに、情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、国税庁との協議を了し、当局間で内容を確認した。</p>	<p>特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図る。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		国税庁	情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。	法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
		総務省	法務当局が特定技能所属機関・特定技能外国人の納税義務の履行状況を確認する手段や手順について、法務省と必要な協議を行い、当局間で内容を確認した。	法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
総96	受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕	法務省	平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内するよう明記した。	特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内する旨の支援を引き続き行っていることを確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。
総97	個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕	総務省	特別徴収の推進、一括徴収制度及び納税管理人制度の推進について、地方団体宛事務連絡に記載し、これら施策の推進を依頼。また、これらの施策については、「生活・就労ガイドブック」にも記載済み。	引き続き、地方団体に対して制度の周知を図るとともに、必要に応じて、外国人労働者本人が個人住民税の仕組みを理解し、適切に納付できるよう、その周知方法を検討していく。
総98	国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。〔財務省〕	財務省	国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、与党税制調査会の議論を踏まえ、「令和2年度税制改正の大綱」にその適正化策として以下の措置を明記する。 「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられているために、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、30歳以上70歳未満の成人のうち、留学生や障害者等(※)を除く者について、扶養控除を適用しないこととする。」 ※「等」は、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者のことを表している。	令和2年度税制改正の大綱の記載を踏まえ、令和元年度内を目途に、法令改正等必要な措置を講じ、令和5年分以後の所得税について適用する。
総99	技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めの作成に至っていない送出国のうち中国・インドネシア・タイについて、平成31年4月を目途として同取決めの作成することを目指す。〔法務省、厚生労働省、外務省〕	法務省	タイ(平成31年3月)及びインドネシア(令和元年6月)についてそれぞれ二国間取決めを作成済み。残る中国との間の二国間取決めについても、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	残る中国との間の二国間取決めについても、可能な限り早期に作成する。
		厚生労働省	タイ(平成31年3月)及びインドネシア(令和元年6月)についてそれぞれ二国間取決めを作成済み。残る中国との間の二国間取決めについても、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	残る中国との間の二国間取決めについても、可能な限り早期に作成する。
		外務省	タイ(3月27日)及びインドネシア(6月25日)と署名済み。	中国との早期署名に向け、引き続き協議に取り組む。
総100	新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年4月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕	外務省	【外務省、法務省、厚生労働省、警察庁】 送出しが想定されるとして明示した9か国のうち、フィリピン(平成31年3月)、カンボジア(平成31年3月)、ネパール(平成31年3月)、ミャンマー(平成31年3月)、モンゴル(平成31年4月)、インドネシア(令和元年6月)、ベトナム(令和元年7月文書交換)について二国間取決めのための政府間文書を作成済み。残る中国、タイとの間の二国間取決めについても、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めているところ。 上記国以外の国として、スリランカ(令和元年6月)、バングラデシュ(令和元年8月)、ウズベキスタン(令和元年12月)において二国間取決めのための政府間文書を作成済み。	残る中国及びタイとの間の二国間取決めについても、可能な限り早期に作成する。また、9か国以外の国であって外国人の送出しが想定される国との間でも、協力覚書の作成に向けて順次取組みを進める。
		法務省		
		厚生労働省		
		警察庁		
	技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、既に政府間文書を交わしている国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書を交わしていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕	外務省	在ベトナム大における査証審査で判明した不適切な留学生の斡旋機関等の情報について、相手国政府に対して情報提供を行い、対応を申し入れ済み。	引き続き、必要に応じて、相手国政府への申し入れや、情報交換などを行う。
		法務省	ベトナムとの間では、留学生の受入れに関する協力覚書を作成し、仲介業者等に関する情報の共有を図っている。	引き続き、仲介業者等に関する情報を相手国政府と共有することにより、不適切な仲介業者の排除に取り組む。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総101		厚生労働省	関係省庁との連携体制を構築している。	引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。
総102	留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組を進める。さらに、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設け、悪質な仲介事業者等の把握・通知に活用する。〔法務省〕	法務省	平成30年9月4日、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設けた。当該仲介業者欄を参考に、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介業者の把握に努めることとしている。	引き続き悪質な仲介業者の把握に努めるとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合における、我が国への通知の仕組みの構築に向けた取組を進める。
総103	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕	法務省	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、相手国政府との間で悪質なブローカー等に関する情報共有を行っている。 技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察との相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記した。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしている。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者の排除に努めていく。
		厚生労働省	職業安定法やその指針に違反する事業者については厳正に指導等を行うこととしており、必要な場合には関係機関と情報共有を行う等、職業紹介事業の適正な運営の確保を図っている。	引き続き左記の施策を継続し、国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、関係省庁間で情報共有を行う。
		警察庁	把握した悪質な関係事業者等に関する情報を法務省等の関係機関に提供するとともに、警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報を共有するための通報要領を定めた「外国人技能実習機構との情報共有について（通達）」（令和元年7月10日付け警察庁丁保発第60号）を発出した。	今後も把握した関係事業者等に関する情報を関係省に提供予定するとともに、左記通達に基づき、警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報の共有を図る。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。
		外務省	在外公館が入手した悪質な仲介事業者に関する情報等を関係省庁に提供した。	引き続き関連情報を得た場合には関係省庁に情報共有を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総104	<p>法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申し入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。</p> <p>法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監視団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕</p>	外務省	当該日本語教育機関の情報を在外公館における査証審査の参考として活用。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学斡旋機関の査証申請受付を一定期間停止しており、係る情報を法務省等に提供した。悪質な仲介事業者や留学斡旋機関等の情報を把握した際には、相手国政府へ情報提供を行い、対応を申し入れ、また、係る情報を関係省庁に共有した。	引き続き、必要に応じて相手国への申し入れや情報交換を行い、また、関係省庁との連携を密にする。
		法務省	外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、悪質なブローカーに関する情報共有を行うこととしている。技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、不適正な行為の疑いのある送出機関について通報し、厳正な処分を申し入れている。また、相手国からの通報を受け、審査や実地調査に役立っている。特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記した。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしている。	引き続き、二国間取決めを通過し、不適正な送出機関の情報を提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。
		厚生労働省	外国の悪質な仲介事業者、送出機関等の情報を把握した際には、技能実習制度に関する協力覚書等に基づき、当該国の政府に情報提供等を行い、相手国政府による厳正な対応を求めている。また、相手国からの通報を受け、審査や実地調査に役立っている。	引き続き、技能実習制度に関する二国間取決めを通過し、不適正な送出機関等の情報を提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進している。また、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対しても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。
総105	法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕	法務省	在留資格「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査においては、悪質な仲介事業者の関与が認められた場合には、外国人技能実習機構とも情報共有しつつ、在留資格認定証明書の交付の適否について判断している。特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記した。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしている。	各種規定に基づき、外国人技能実習機構とも連携して、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
総106	職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	厚生労働省と必要な連携を取り、適切に対応することとしている。	引き続き、厚生労働省と必要な連携を取り、適切に対応する。
		厚生労働省	職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は、自らの紹介により就職した者に対し、就職した日から2年間転職の勧奨を行ってはならないことや等を定め、周知啓発を行っており、それらに違反が認められた場合には厳正に指導を行うこととしている。	引き続き左記の施策を継続し、違反が認められた場合には厳正に指導を行う等、適切に対応する。



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総107	日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認することのできる能力判定テストを導入する。また、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して、外国人の日本語能力(特に、日本での生活・就労の場面におけるコミュニケーションに必要な能力)を、生活・就労に必要なレベルに応じて適切に、かつ頻度を高めて測ることができるようCBT(Computer Based Testing)形式を導入し、人材受入れのニーズが高い国(平成31年度は9か国。ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)で実施する。〔外務省〕	外務省	「特定技能1号」で在留する外国人に求める日本語能力として法務省が示した水準に達しているか否かを判定するCBT方式の「国際交流基金日本語基礎テスト」を開発し、平成31年4月、令和元年5月、6月、8月、9月にフィリピンにおいて、10・11月にモンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ネパールで実施。計2,279人の受験者があり779人が合格した。	令和元年度は、令和2年1月と3月にも対象9か国のうち試験実施環境の整った国で日本語基礎テストを実施する予定。令和2年度においても、人材の受入れニーズ等を踏まえて実施していく予定。
総108	新たな在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「JF日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕	外務省	「特定技能」を始めとして就労のために来日する外国人が、来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力を習得できる教材を作成中。令和元年8月末に、教材シラバス案と教材サンプルを公開した。また、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statement(「～できる」という課題遂行力を表す形)で記述した、「JF生活日本語Can-do」を開発し、令和元年8月末に公開した。	完成教材は、令和2年3月末にインターネット上で無料公開する予定。
総109	現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家の派遣を拡大し、前記のカリキュラムと教材を活用しつつ、その国から受け入れる外国人材の規模に見合うだけの現地語による日本語教育が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕	外務省	各国において現地日本語教師に対する研修事業を設計・実施するための日本語教育専門家の派遣を開始した。また、現地日本語教師の訪日研修について、対象9か国の研修参加者の募集・選考を行い、11月に第1グループ7か国26名の現地日本語教師に対する研修を開始した。	派遣した専門家による各国でのセミナー・研修を実施する。また現地日本語教師の訪日研修については、令和元年度中にさらに2回予定している(1月～2月、2月～3月)。
総110	各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対する支援(教材調達、教師の確保等)を拡充するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成し教育機関に派遣する。〔外務省〕	外務省	各国の日本語教育機関の活動に対する支援プログラムについて、支援対象となり得る機関・団体等に行ったヒアリング調査等を踏まえて制度設計し、9月以降順次、対象事業の募集を開始している。また、日本人支援要員(生活日本語コーディネーター)の募集・選考、派遣前研修を行い、10月から派遣を開始した。	日本人支援要員による現地セミナーや派遣した日本語教育専門家の協力を得た地方巡回指導を実施していく。
総111	日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。〔外務省〕	外務省	国際交流基金は、東南アジア以外の国々においても、これまでの事業成果を踏まえ、各国の日本語教育基盤に資する事業の実施、世界中の日本語学習者が利用可能な学習教材や信頼性の高い総合的な能力評価のための試験の提供等を、令和元年度も継続して実施予定。	国際交流基金では令和元年度、海外42か国127ポストに日本語教育専門家を長期派遣し各国の日本語教師育成を進め、93か国・地域292の日本語教育機関とのネットワークを通じて各国の日本語教育基盤の強化を進めているほか、日本語学習のeラーニング事業を全世界で実施している。また、令和2年度も日本語能力試験を86か国・地域、256都市で実施する予定。
総112	新たな在留資格による外国人材の受入れ制度の円滑な運用のため、平成31年度に外国人材の送出しが想定される9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)を対象に在外公館のホームページのコンテンツ、パンフレット及び広報用動画を制作するなどし、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔外務省、厚生労働省〕	外務省 厚生労働省	平成30年度補正予算にて在外公館ホームページのコンテンツ、広報用動画及びパンフレット(英語のみ)を作成済み。 外国人雇用管理指針を多言語に翻訳しホームページで公表することを検討。	令和2年度においては、多言語のパンフレット及び広報用動画を制作予定。 引き続き、外国人雇用管理指針の翻訳を進めるとともに、翻訳した指針について、順次、厚生労働省や在外公館のホームページ等で公表する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総113	外国人を適正に雇用し、かつ、外国人雇用状況届出を履行している等の一定の要件を満たす所属機関を対象として、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請手続の一部を平成30年度中に開始する。また、電子政府を推進する中で、新たな在留資格による外国人を対象として、その在留状況(就職・離職の状況等)を正確に把握するとともに届出手続上の負担軽減を図るため、新たな在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について検討を行うなど、在留管理の電子化を進める。〔法務省〕	法務省	在留申請手続のオンライン化について、平成31年3月29日よりオンラインで在留申請手続を行うための利用申出の受付を開始し、令和元年7月25日より在留期間更新許可申請並びにこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請の受付を開始した。また、特定技能外国人を対象として、その在留状況(就職・離職の状況等)を正確に把握するとともに、届出手続上の負担軽減を図るため、特定技能外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について検討を行った。さらに、外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても検討を進めた。	在留申請手続のオンライン化について、令和2年春頃を目途に対象手続を在留資格変更許可申請、在留資格認定証明書交付申請及び就労資格証明書交付申請に拡大する。 また、特定技能外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について、引き続き検討を行う。さらに、外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても、引き続き検討を行う。
総114	在留カード番号等の各種識別番号の活用を通じた行政機関相互の情報連携により、外国人の在留状況(就労状況、身分の変動等)を正確かつ確実に把握することによって、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書等の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図る。〔法務省(関係省庁)〕	法務省	在留カード番号等の各種識別番号の活用については、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を令和2年3月に追加。 申請手続上の負担軽減については、留学生在がユースエール認定企業に就職する場合、在留資格変更許可申請を行う際の提出書類を簡素化した(平成31年3月29日、入国在留課長通知)。	制度の適正な運用に努める。
総115	地方入国管理官署における在留諸申請について、出入国在留管理庁の創設による在留管理体制の強化等を踏まえ、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間(2週間から1か月)内の処理を励行する。特に、新たな在留資格により我が国に在留する外国人の転職については、当該受入れが、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するためのものであり、地域における人材不足への対応が課題となっている中で、速やかに地域において次の稼働先での就労を開始できることが望ましいこと等に鑑み、外国人が転職しようとする場合に円滑な転職が可能となるよう、在留できる期間の上限が設けられている特定技能1号外国人の転職について迅速な処理を行う。〔法務省〕	法務省	地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については標準処理期間内の処理を励行すること、並びに転職を目的とした1号特定技能外国人に対する在留資格変更許可申請についてはより迅速な処理を行うよう指示している。	引き続き迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
総116	法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成31年度中に所要の措置を講ずることを目指す。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	法務省保有情報と厚生労働省保有情報が突合できない事案及び事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、法務省から厚生労働省への定期的な情報提供を実施している。	令和2年3月から、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号が追加されることにより、厚生労働省から提供される雇用状況届出情報を活用したより精度の高い分析が可能となることから、より効果的な外国人の就労状況の把握や偽装滞在者対策を講じていく。
		厚生労働省	法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等についての情報提供を受け、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行っている。 また、労働施策総合推進法施行規則を改正し、外国人雇用状況届出の項目に在留カード番号を追加し、令和2年3月1日より施行予定。	引き続き、法務省が把握する外国人に関する情報と、在留カード番号を含めた厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報とを共有し、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行っていく。
総117	在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項を見直すなど、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握する仕組みを構築し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕	法務省	平成31年4月1日、各種在留諸申請の申請書に法人番号等を加え、また、業種欄、職種欄を設けた在留資格「特定技能」に係る申請書を新設する改正入管法施行規則が施行され、使用を開始した。	今後、「特定技能」以外の在留資格に係る申請書の更なる見直しや外国人の就労に関する統計の作成方法について検討予定。
	就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指す。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	農林漁業分野の外国人技能実習生については、賃金等を把握することができるよう、技能実習に係る「実施状況報告書」を改正済み(令和元年9月6日)。	見直した実習状況報告書に基づき適切に実態の把握に努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総118		厚生労働省	農林漁業分野の外国人技能実習生については、賃金等を把握することができるよう、技能実習に係る「実施状況報告書」を改正済み(令和元年9月6日)。	見直した実習状況報告書に基づき適切に実態の把握に努める。
			農林漁業以外の産業については、厚生労働省で実施する「賃金構造基本統計調査」において賃金等を把握できるよう、同調査に「在留資格」の調査項目を追加する調査変更を本年3月13日に総務大臣に申請、3月18日の統計委員会へ諮問、4月26日の答申を経て、5月16日に総務大臣より承認された。これを受けて、「在留資格」の調査項目を追加した調査を本年7月に実施したところであり、令和2年3月頃の公表に向けて、現在、データチェック等を行っている。	農林漁業以外の産業については、本年実施した賃金構造基本統計調査のデータ集計等を行った後、外国人の賃金等を含む調査結果について、令和2年3月頃に公表予定。
総119	円滑な入国審査と厳格な入国管理を高度な次元で両立させ、併せて機能的な在留管理等を実施するため、出入国在留管理庁を創設するとともに、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行することができるようにするため、その職員に対する研修の充実や必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。〔法務省〕	法務省	出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に発足済みである。また、平成31年度増員要求においては、他省庁からの定員振替等を含め、出入国在留管理庁全体で595人の増員措置が認められた。職員に対する研修については、特に若手職員を対象とする研修のカリキュラムに労働関係法令に関する講義を盛り込むなどより充実を図ったほか、受入れ環境調整担当職員を対象とした研修も実施する予定である。	引き続き、研修の充実のほか、必要な人的・物的体制の整備について検討する。
総120	不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方入国管理官署が警察等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方入国管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。〔法務省、警察庁、厚生労働省〕	警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進している。また、不法就労助長事犯に関する悪質な仲介事業者及び雇用主に対しても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進。
		法務省	不法就労助長に関する情報の収集・分析により、外国人を不法に雇い入れる雇用主の把握に努め、警察を始めとする関係機関とも協力の上、不法就労助長行為に対する積極的な取締りを実施している。また、令和元年6月11日、警察、厚生労働省と共に経営者団体(日本経済団体連合会、厚生商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)へ不法就労防止を申し入れた。	引き続き、警察を始めとする関係機関との連携強化を図り、積極的な取締りに努めるとともに、広報・啓発活動を実施するなどして、不法就労助長行為の未然防止に努めていく。
		厚生労働省	ハローワークにおいて、外国人雇用事業所への雇用管理指導等を実施する中で入管法違反の疑いがある事案を把握した場合の情報提供の徹底について、本年3月に各労働局へ通知を発出することにより改めて周知を行った。本年6月に警察庁、法務省、出入国在留管理庁とともに「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、関係機関の連携について合意するとともに、経営者団体向けに協力を要請した。	引き続き、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出の履行の徹底に努めること等により、不法就労防止のための事業主への指導・啓発を行う。
総121	退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人については、その動静を適切に把握するほか、帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくなど、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。〔法務省、外務省〕	法務省	退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人の動静について適切に把握するよう努めている。また、帰国用臨時旅券の発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めた結果、令和元年6月末以降、更に多くの国が送還対象者の身柄の引取りに応じることとなった。	引き続き、送還の支障となっている事由の解決・解消に努めていく。
		外務省	トルコとは3月、イランとは4月に領事当局間協議を行い、送還を忌避している者の身柄の引取りにつき申し入れ済み。なお、トルコは身柄の引取りを開始している。イランは引き続き協議中。	引き続き、本件問題の解決に向けて、法務省と連携し、相手国政府に働きかけを行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
総122	技能実習に関し、外国人技能実習機構における実地検査要員の拡充及び実地検査に関するマニュアル等の整備による実地検査能力の強化を進めるとともに、外国人技能実習機構が行う実習実施者等に対する検査に関し、その結果を必要に応じ的確に法務省に通報させ、法務省において追加調査・外国人技能実習機構との合同調査等を行い、技能実習生の保護等を図る。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	外国人技能実習機構の定員は、令和元年度予算において241名の増員がなされ、587名となっている。【再掲】施策番号総83で記載 法務省及び厚生労働省から外国人技能実習機構に対して、個別の事案に応じて具体的な実地検査内容等や、地方出入国在留管理局との連携を指示しているほか、随時、地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構による情報連携の枠組みを通じた情報の共有を行っている。	引き続き実地検査能力の強化のために必要な対応について検討を進める。
		厚生労働省	外国人技能実習機構の定員は、令和元年度予算において241名の増員がなされ、587名となっている。【再掲】施策番号総83で記載 法務省及び厚生労働省から外国人技能実習機構に対して、個別の事案に応じて具体的な実地検査内容等や、地方出入国在留管理局との連携を指示しているほか、随時、地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構による情報連携の枠組みを通じた情報の共有を行っている。	引き続き実地検査能力の強化に必要な対応について検討を進める。
総123	法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕	法務省	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。
		厚生労働省	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。
		厚生労働省	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。	技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、外国人技能実習機構から労働基準監督署への通報を行うこととしている。 労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進している。また、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対しても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進。



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充2	<p>○ 各分野に応じた対応策の実施 各分野の特性等を踏まえ、特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、各分野において、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入国を希望する者と国内介護施設等のマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成する。(介護分野)</li> <li>・技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関からは徴収する費用を引き上げる。(ビルクリーニング分野)【新規】</li> <li>・特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人(特定技能外国人受入事業実施法人)を設立し、悪質な引き抜き行為の禁止等を定めた行動規範の作成や、全国の求人求職情報の集約等のマッチング機能を担わせる。(建設分野)【新規】</li> </ul> <p>その他の分野においては、各分野特有の状況等を考慮の上、同様の措置を講ずることを検討する。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕</p>	厚生労働省	<p>地域医療介護総合確保基金のメニューとして、昨年度、介護福祉士資格の取得を目指す留学生と国内介護施設等のマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成するための事業を創設し、今年度から特定技能外国人も支援対象に追加。(介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業)</p> <p>ビルクリーニング分野において、特定技能外国人が徐々に増加しているところであるが、現時点で特定の地域に集中している状況にはなっていないため、対応なし。</p>	令和2年度予算案において、介護分野における特定技能1号外国人等として日本の介護現場で就労を希望する人材を確保するため、日本の介護をPRするために必要な経費を計上。
		経済産業省	必要に応じ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での検討に向けた論点を整理。	必要に応じ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において検討を行う。
		国土交通省	<p>平成31年4月1日に特定技能外国人受入事業実施法人として「(一社)建設技能人材機構」が国土交通省の登録を受けた。</p> <p>「(一社)建設技能人材機構」において、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範を策定。当該行動規範において、悪質な引き抜き行為の禁止も明記。</p> <p>造船・船用工業分野において適正な受入れ環境の確保や大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、特定技能外国人を受け入れたすべての企業等を構成員とする、造船・船用工業分野特定技能協議会を設置し四半期ごとに開催している。</p> <p>令和元年11月に開催した第3回造船・船用工業分野特定技能協議会において、悪質な引き抜き行為の禁止や看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受け入れの自粛要請への遵守等を協議会の遵守事項として定めた。</p>	<p>全国の求人求職情報の集約。</p> <p>引き続き、対応を進める。</p>
		国土交通省	自動車整備分野においては、大都市圏での受入れの自粛要請に従うことを自動車整備分野特定技能協議会の遵守事項として定めた。	対応済み。
		国土交通省	航空分野においては、大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めた。	引き続き、各空港の事業者に対して受け入れニーズの把握を行うとともに、協議会を通じて制度の周知や外国人材を採用する際に必要となる各種ノウハウの優良事例など広く情報提供を行う。
		国土交通省	特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するに当たり、協議会による大都市圏での受入れ自粛要請決議に対する尊重を求めることとした。	引き続き、対応を進める。
		農林水産省	飲食料品製造業分野では特定技能協議会において「特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ」を実施した。	他分野の事例等を踏まえ、必要に応じ取組を検討する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充3	<p>○ 分野所管省庁における分野横断的な対応の推進            特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、制度所管省庁と連携して、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずべく必要な検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習実施地域での就労を促進するための企業と外国人材とのマッチングを行う仕組みの構築</li> <li>・地域における中小事業者間連携の取組への支援</li> <li>・受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供</li> <li>・企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催</li> <li>・地方における技能評価試験の実施</li> <li>・分野別の協議会等における引き抜き防止の申合せ</li> </ul> <p>[厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等]</p>	厚生労働省	<p>地方における特定技能外国人の受入を促進するため、小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進等、外国人介護人材への支援策をまとめた一覧を、都道府県等に周知した。</p> <p>11月～12月に、受験申請のあった北海道、東京、愛知、大阪、徳島、福岡の6カ所において、ビルクリーニング特定技能1号評価試験の国内試験を実施し、約300名が受験した。</p> <p>11月以降、特定技能所属機関よりビルクリーニング分野特定技能協議会への加入申請がなされているところであり、特定技能所属機関に対して、他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きを行わない等について、周知徹底をしているところである。</p>	<p>今年度中に、全国7ブロックで、特定技能外国人の受入予定施設等を対象とした、介護分野における特定技能制度説明会を開催予定。</p> <p>来年2月以降、介護技能評価試験及び介護技能評価試験の地方における実施を予定。</p> <p>令和2年度予算案では、地域医療介護総合確保基金の新規メニューとして、外国人材の受入れ(予定)施設の環境整備にかかる助成に必要な経費について計上。</p>
		経済産業省	製造3分野の中小企業向けセミナーを全国で開催。	引き続き全国で中小企業向けセミナーを実施するとともに、令和2年度政府予算案において、企業と外国人材とのマッチングを行う仕組みの構築のための費用を計上している。
		国土交通省	企業と外国人材とのマッチングを行う「(一社)建設技能人材機構」を設立。	全国の求人求職情報の集約。
			建設分野について、地方における説明会を開催。	
			造船・船用工業分野において適正な受入れ環境の確保や大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、造船・船用工業分野特定技能協議会を設置し、これまでに3回開催。	特定技能外国人が大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、今後も造船・船用工業分野特定技能協議会を四半期ごとに開催し、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の収集・周知等を行う予定。
			自動車整備分野においては、自動車整備分野特定技能協議会を設置・開催(第1回:令和元年6月19日、第2回:令和元年9月27日)し、引き抜き防止の申し合わせを行った他、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整等を行うこととした。	引き続き、自動車整備分野特定技能協議会を、3月に1度の間隔で開催し大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整等を行う予定。
		航空分野においては、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うなどのため、航空分野特定技能協議会を設置・開催(第1回:4月、第2回:12月)し、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整等を行う体制を構築した。	引き続き、協議会において、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整等を行う。	
		航空分野においては、大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めた。【再掲】施策番号充2で記載	整備士の養成・確保における連携モデルや外国人材の採用・育成ノウハウ等を小型機・回転翼機事業者に提供するための調査を行う。	
		外国人材受入れに関心がある宿泊事業者や留学生等を対象としたセミナーの開催に合わせ、地方における優良事例を収集。	セミナーは10月から来年2月にかけて、全国で実施中。優良事例については収集次第、送り出し国や各地方に所在する日本語学校の留学生への情報提供も実施中。	
		また、特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するに当たり、特定技能外国人の引抜きを行わない旨の誓約を求めることとした。		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		農林水産省	農業分野及び漁業分野では外国人材の受入れの優良事例を調査・公表しホームページに掲載するとともに制度説明会等で紹介した。 飲食料品製造業分野及び外食業分野では、地方において技能評価試験を実施した。 飲食料品製造業分野では特定技能協議会において「特定技能所屬機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ」を実施した。	農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野において、各分野の状況に応じ、外国人材が働きやすい環境の整備に向けた説明会の開催、優良事例の収集・紹介、相談窓口の設置及び地方を含めた技能試験の円滑な実施を図る。
充4	○ 地方創生推進交付金の活用促進 外国人の受入れ・定着のために地方公共団体が行う施策に対する地方創生推進交付金による支援に関し、外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、地方公共団体に周知して「横展開」を図ることにより、地方創生推進交付金の活用を促進する。〔内閣府（地方創生）、法務省、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕 《関連施策番号15》	内閣府 （地方創生）	外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、本年12月、「横展開」を図るため、地方公共団体に周知した。	引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。 【再掲】施策番号総15で記載
		内閣官房 （まち・ひと・しごと）	内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）において対応済。	内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）からの情報に基づき、地方公共団体からの相談に応じて、地方出入国在留管理局から、事例の提供を行う。
充5	○ その他の取組 次の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。 ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施 ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進 〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕	厚生労働省	介護については、本年10月から満年度で公費1,000億円を投じ経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、更なる処遇改善を行っている。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000537334.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000537334.pdf</a> )	介護サービス事業所等に対し、加算の新規取得等に向けて個別の助言・指導等を行うなど、多くの介護事業所に加算を取得していただけるよう取り組んでいく。
		国土交通省	居住支援法人による支援活動に対し財政支援を実施しているところ。  新たな住宅セーフティネット制度に基づき登録された住宅（セーフティネット住宅）に対する家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助を実施しているところ。 【令和元年度予算額】10,285百万円の内数	引き続き、居住支援法人による支援活動に対し財政支援を実施する。  新たな住宅セーフティネット制度に基づき登録された住宅（セーフティネット住宅）に対する家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助を引き続き推進する。
		経済産業省	公正取引委員会とともに、下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。
		公正取引委員会	下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充6	○ 出入国在留管理庁における迅速な審査 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、在留資格「特定技能」に係る在留申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。〔法務省〕《関連施策番号115》	法務省	地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留申請及び登録支援機関の登録申請については標準処理期間内の処理を励行するよう指示している。 【再掲】施策番号総115で記載	引き続き迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。 【再掲】施策番号総115で記載
充7	○ 受入れ機関等にとって分かりやすい申請手続の確保 受入れ機関による在留申請等が円滑になされるよう、誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に改善する。〔法務省〕	法務省	制度施行後に多く寄せられた問合せの内容等を踏まえ、法務省ホームページに掲載している申請書記載例を充実させたほか、誤記載等を防止するための申請様式の改善を図るなどの措置を講じた。	引き続き、様々な意見等を踏まえて、円滑な申請に資するための方策を検討・実施することで、適正かつ迅速な審査を行っていく。
充8	○ 特定技能試験及び日本語試験の周知方法の充実 法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を提供するとともに、リンク集の多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。〔法務省〕	法務省	法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を随時更新するとともに、試験実施予定情報を一元化することや、リンク集の多言語化を含めた法務省ホームページ全体の多言語化について、周知方法の充実に向け対応中。	今後も最新情報を随時更新するとともに、リンク集の多言語化へ向け対応を行う。
充9	○ 介護分野における外国人材受入れに係る各スキームの関係性等についての明確化【新規】 介護分野は、これまでも経済連携協定(EPA)、技能実習、「介護」の在留資格など様々なスキームで受け入れているところ、今回新たに特定技能制度においても受入れがなされることとなり、それぞれのスキームの関係が複雑となっていることから、介護分野における外国人材受入れに係る各スキームの要件と関係性、キャリアパス等について、明確化を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブックを作成し、日本語版及び英語版をホームページで公表した。	外国人介護人材の育成やキャリア支援の実態や課題等を把握し、外国人介護人材が介護現場で活躍している好事例を収集・公表する。
充10	○ 建設、造船・船用工業及び介護以外の特定産業分野におけるキャリアパスの明確化【新規】 今回の新たな外国人材の受入れが認められた14分野のうち、現時点において、熟練した技能を要する業務に従事するための在留資格(特定技能2号)への移行ができるのは、建設と造船・船用工業の2分野のみとなっており、また、介護分野においては介護福祉士の資格を取得することにより在留資格「介護」への移行ができる予定となっているが、建設、造船・船用工業及び介護以外の特定産業分野において、例えば日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示したり、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、キャリアパスの明確化を図る手段の検討を進める。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省〕	厚生労働省	ビルクリーニング分野において、特定技能外国人が徐々に増加していることから、ビルクリーニング分野における外国人材のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行うため、今年度中に協議会等を開催するべく準備を進めているところである。	今年度中に開催する協議会等において、ビルクリーニング分野における外国人材のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行う。
		経済産業省	必要に応じ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での検討に向けた論点を整理。	必要に応じ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において検討を行う。
		国土交通省	自動車整備分野においては、外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対し、自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨の周知等を行っている。	引き続き、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集を努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。
国土交通省	航空分野においては、社内資格の取得等によるキャリアパスの明確化などについて、航空事業者へのヒアリングを行うなど、情報や事例を整理して、協議会にて検討を行うこととしている。	引き続き、制度所管省庁からの情報や事業者の優良事例などをもとに、協議会において、キャリアパスの明確化を図る手段の検討を行う。		
			業界団体や宿泊事業者へのヒアリングを実施中。	宿泊分野特定技能協議会の場も活用するなど、引き続き手段の検討を進める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		農林水産省	農業分野及び漁業分野では外国人材の受入れの優良事例を調査・公表しホームページに掲載するとともに制度説明会等で紹介した。	外国人材の雇用年数や技能等を高めることにより報酬を増やす取組を行っている受入機関等について情報を収集し公表・紹介する。
充11	○ 特定産業分野の追加の検討 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要となる分野に限り、受入れ分野の追加を認めるとしているが、当該分野を所管する行政機関から、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、制度の運用状況等を踏まえつつ、関係行政機関と協議し、受入れ分野を追加するかについて十分な検討を行う。〔法務省〕	法務省	分野を所管する行政機関から、法務省に協議があった場合には、関係省庁と連携し、適切に対応する。	新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等が示された場合、当該分野での受入れの適否を法務省を含む制度関係機関で検討する。
充12	○ 特定技能に関する二国間の協力覚書の作成の促進 「総合的対応策」で示された9か国のうちフィリピン、カンボジア、ミャンマー、ネパール、モンゴルについて、悪質な仲介事業者の排除を目的とした二国間の協力覚書を作成(※)したところ、ベトナム、中国、インドネシア、タイとの間でも、これを早期に作成すると共に、今後は制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じて政府間文書の内容の見直しを行うほか、送出しが想定されるこれら9か国以外の国との間で、同様の協力覚書の作成を進める。〔法務省〕《関連施策番号100》	法務省	左に掲げられたインドネシア(令和元年6月)及びベトナム(令和元年7月文書交換)について二国間取決めのための政府間文書を作成済み。残る中国、タイとの間の二国間取決めのについても、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めているところ。送出しが想定されるとして掲げた9か国以外の国として、スリランカ(令和元年6月)、バングラデシュ(令和元年8月)、ウズベキスタン(令和元年12月)において二国間取決めのための政府間文書を作成済み。	残る中国及びタイとの間の二国間取決めのについても、可能な限り早期に作成する。また、9か国以外の国であって外国人の送出しが想定される国との間でも、協力覚書の作成に向けて順次取組みを進める。
充13	○ 外国人共生センター(仮称)の設置【新規】 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人共生に関する拠点(外国人共生センター(仮称))を設置する。あわせて、外国人共生センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕	法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省	【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省】 令和2年度中のセンター設置に向け、同センターにおける業務内容や業務体制等の詳細について、関係機関と「外国人共生センター(仮称)開設準備実務者連絡会」を設置し、検討を行っているところ。	令和2年度中のセンター設置に向け、同センターにおける業務内容や業務体制等の詳細について、「外国人共生センター(仮称)開設準備実務者連絡会」において引き続き関係機関と検討を行っている。
充14	○ 地方公共団体における共生施策支援の強化 地方公共団体が設置する一元的相談窓口の意見・要望や一元的相談窓口の設置状況を踏まえて、交付金の交付対象地方公共団体の見直しを検討する。 また、一元的相談窓口における多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応についても検討する。 あわせて、地方出入国在留管理局において、一元的相談窓口で地方出入国在留管理局の職員を相談員として適宜派遣することや、関係機関と連携して、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対する研修等の支援を行っていく。 さらに、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。〔法務省〕《関連施策番号7》	法務省	外国人受入環境交付金について、交付要綱を改正し、3次募集では対象を都道府県等111の地方公共団体から全都道府県・市区町村に拡大している。 また、取扱要領を改正し、一元的相談窓口においては多文化共生の実現に資する日本人からの相談に応じることに努めることを交付金の条件に追加した。  相談業務に関する研修等を実施:196回(10月末時点) 出入国在留管理局職員の派遣:21地方公共団体で実施 【再掲】施策番号総7で記載	外国人受入環境整備交付金による支援については、3次募集で交付申請があった地方公共団体に対して、随時交付決定を行うとともに、令和2年度も引き続き、全都道府県・市町村を対象に、今年度と同様に支援する。【再掲】施策番号総7で記載  引き続き、地方公共団体及び関係行政機関等に対し、相談業務に関する研修や各種施策に関する情報提供を行う。 また、受入環境調整担当官に対する研修を令和2年1月に実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充15	○ 地方創生推進交付金の活用促進 外国人の受入れ・定着のために地方公共団体が行う施策に対する地方創生推進交付金による支援に関し、外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、地方公共団体に周知して「横展開」を図ることにより、地方創生推進交付金の活用を促進する。【再掲】〔内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕《関連施策番号15》	内閣府(地方創生)	外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、本年12月、「横展開」を図るため、地方公共団体に周知した。 【再掲】施策番号充4で記載	引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。 【再掲】施策番号総15で記載
		内閣官房(まち・ひと・しごと)		
		法務省	内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)において対応済。【再掲】施策番号充4で記載	内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)からの情報に基づき、地方公共団体からの相談に応じて、地方出入国在留管理局から、事例の提供を行う。
充16	○ 地域における多文化共生の推進に向けた更なる取組 総務省において、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、ホームページや地域会議等を通じて全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。【総務省】《関連施策番号18》	総務省	「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及を行うとともに、令和元年度から多文化共生アドバイザー制度の創設や全国7か所で多文化共生地域会議を開催することにより地域における多文化共生施策を更に推進。	引き続き、左記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進。
充17	○ 生活・就労ガイドブックの多言語化の推進及び「やさしい日本語」の活用 平成31年4月に生活・就労ガイドブックの電子版(日本語、英語)をポータルサイトに掲載したところ、これに引き続き、今後、対象言語を11か国語から14か国語に拡大する。 また、日本語版について「やさしい日本語」への変換を進める。【新規】 さらに、関係機関の連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子版を順次、作成・配布等する。【法務省(関係省庁)】《関連施策番号9》	法務省	政府横断的に作成した「生活・就労ガイドブック」について、日本語版、英語版、ベトナム語版、やさしい日本語版と、情報を整理した日本語版の第2版を外国人生活支援ポータルサイトに公表した。 【再掲】施策番号総9で記載	「生活・就労ガイドブック」を13言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語及びモンゴル語)に翻訳し、順次外国人生活支援ポータルサイトに公表する。 「生活・仕事ガイドブック(やさしい日本語版)」をの冊子版を順次、作成・配布等する。 【再掲】施策番号総9で記載
充18	○ 災害発生時の支援等における多言語対応の推進 防災・気象情報に関する多言語辞書の作成(11か国語)及び気象庁ホームページの多言語化(11か国語)を進めているところであり、さらに対応言語を14か国語に拡大する。あわせて、「Safety tips」に当該14か国語多言語辞書を反映する。【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】《関連施策番号29》	内閣府(防災担当)	【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】 防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ及び「Safety tips」の多言語化(11か国語)を実施。	今年度中に防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ及び「Safety tips」の14か国語への拡大を実施する。また、多言語化の対応等について、民間事業者への周知・普及を実施するとともに、地方出入国在留管理官署、地方公共団体の各種窓口、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関を通じて、周知・普及促進を図る。  【再掲】施策番号総29で記載
		法務省		
		総務省		
		国土交通省		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充19	○ 医療体制の整備 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備等を通じて、外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《関連施策番号20、21、22、23》	厚生労働省	令和元年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進を支援。【再掲】施策番号総20、22で記載 平成31年4月に、外国人患者受入れに関する医療機関向けマニュアルを取りまとめ公開。【再掲】施策番号総20で記載 令和元年度予算事業で都道府県において対策協議会等の設置支援を行っている。【再掲】施策番号総20で記載 令和元年度も事業を通じて、医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を支援。【再掲】施策番号総21で記載 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な病院の基準について、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」で協議を行い、平成30年度末に都道府県に通知、令和元年12月に都道府県が選出した拠点的な医療機関のリストを取りまとめ公表。【再掲】施策番号総21で記載 通訳・翻訳に係る費用を請求することも可能である旨の通知文を平成31年3月に発出。【再掲】施策番号総22で記載 「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂版を厚生労働省のホームページに掲載。【再掲】施策番号総23で記載 「医療通訳認証の実用化に関する研究」において、医療通訳認定制度の実用化に向けた研究を進めた。【再掲】施策番号総23で記載 令和元年度から医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施が開始された。【再掲】施策番号総23で記載	引き続き、医療機関に対する電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進や都道府県における対策協議会の設置を進める。【再掲】施策番号総20、22で記載 令和元年度中に、外国人患者受入れに関する地方自治体向けマニュアルを取りまとめ公表する予定。【再掲】施策番号総20で記載 引き続き、医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を進める。【再掲】施策番号総21で記載 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関については、引き続き、リストの公表と更新を行っていくとともに、その基準等についても実情を踏まえながら引き続き検討を行っていく。【再掲】施策番号総21で記載 通訳・翻訳に係る費用については医療機関における実態を調査し、必要に応じて周知を行っていく。【再掲】施策番号総22で記載 必要に応じて「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂を検討する。【再掲】施策番号総23で記載 引き続き、令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況等をフォローしていく。【再掲】施策番号総23で記載
充20	○ 医療機関における未収金の発生の抑制 医療費の不払等の経歴がある外国人に対し、再度の入国を認めないなど厳正に対処することで未収金の発生を抑制する。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号25》	法務省 厚生労働省	厚生労働省から、医療費の不払等の経歴がある外国人に係る情報の提供を受け、上陸審査に活用する体制を令和元年度中に検討する。	令和2年度中に、医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際の厳格な審査に係る仕組みの運用を開始する予定。
充21	○ 感染症対策 感染症の国内蔓延を防止するため、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施する。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《関連施策番号26》	厚生労働省 法務省 外務省	結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係機関との調整を進めている。【再掲】施策番号総26で記載 結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係機関との調整を進めている。【再掲】施策番号総26で記載 結核スクリーニングの速やかな実施に向けて、関係機関との調整を進めている。	結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。【再掲】施策番号総26で記載 結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。【再掲】施策番号総26で記載 結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始していくこととし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに運用を開始する。【再掲】施策番号総26で記載
充22	○ 広報啓発活動等を通じた交通事故の防止及び運転免許に関する多言語化の取組 関係機関との連携の下、パンフレット等を使用した情報提供に努めるほか、日本の交通ルールや外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。 また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。【新規】 あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成することを検討する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。〔警察庁〕《関連施策番号33》	警察庁	交通安全に関するパンフレット等を使用した日本の交通ルールの周知等を実施した。外国人向けの運転免許試験手続に関し、警察庁ウェブサイトの多言語化に向けた作業を進めている。また、運転免許学科試験等の多言語化や外国の運転免許制度に係る情報収集の強化のための経費を令和2年度予算案に計上するとともに、地域の実情等に 応じた運転免許学科試験等の多言語化を進めるよう各都道府県警察に要請した。	交通安全についての広報啓発活動等を今後も継続して実施する。引き続き、地域の実情等に応じた運転免許学科試験等の多言語化を進めるよう各都道府県警察に要請するなど、運転免許学科試験等の多言語化を図るとともに、外国の運転免許制度に係る情報収集を推進する予定。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充23	<p>○ 入居中のマナーに関する「入居後の住まい方のルール」を示した「入居の約束チェックシート」や外国語版の賃貸住宅標準契約書等の多言語化・周知</p> <p>外国人の入居に当たっての契約上の注意点や入居から退去に至るまでの必要な情報等が掲載されている「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び「部屋探しのガイドブック」における入居の約束チェックシートや外国語版の賃貸住宅標準契約書等について、不動産関係団体と連携し、現状の8か国語から少なくとも11か国語以上への多言語対応の拡充を図るとともに、入居の約束チェックシートの項目の拡充、やさしい日本語による対応の検討を進め、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、周知・普及を図る。また、公的サポートを受ける場合には、入居の約束チェックシートを効果的に活用する。これらの取組の強化を踏まえ、賃貸者に対し外国人への柔軟な貸与を要請する。〔国土交通省〕《関連施策番号41》</p>	国土交通省	<p>「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び「部屋探しのガイドブック」における入居の約束チェックシートや外国語版の賃貸住宅標準契約書等について、不動産関係団体と連携し、14か国語への多言語化及び「入居の約束チェックシート」の項目拡充と、やさしい日本語への対応を実施した。</p>	国土交通省及び不動産関係団体において、ガイドライン等の周知・普及を図る。
充24	<p>○ 賃貸住宅への入居に当たっての保証手法に関する連携した周知活動</p> <p>国土交通省ホームページにおいて、公益財団法人日本国際教育支援協会の実施する留学生住宅総合補償制度における保証人補償が活用できる旨を記載し、利用可能な制度について周知する。</p> <p>加えて、日本国際教育支援協会において、留学生住宅総合補償制度とともに家賃債務保証業者登録制度を関係者に周知する。〔国土交通省〕《関連施策番号41》</p>	国土交通省	<p>国土交通省HPIにおいて、登録家賃債務保証業者関係のページに留学生住宅総合補償制度についての情報を掲載した。(令和元年6月26日)</p> <p>公益財団法人日本国際教育支援協会において、家賃債務保証業者登録制度等の周知を実施した。</p>	引き続き、外国人が賃貸住宅へ入居するに当たっての保証手法の情報提供を行う。
充25	<p>○ 特定技能外国人の住居の確保に対する受入れ機関の適切な支援についての周知・広報の実施</p> <p>特定技能外国人の受入れに当たっては、特定技能外国人が住宅を賃借する際に不当な扱いを受けないよう、受入れ機関が保証人となるなどの支援を行わなければならないものとしているところ、受入れ機関に対して具体的な支援方法を分かりやすく周知・広報することで、特定技能外国人の住居の確保について適切な支援を実施できる環境を整備する。〔法務省〕《関連施策番号41》</p>	法務省	法務省は、これまでも特定技能外国人の支援に役立つ情報を外国人支援ポータルサイト等で周知しているところ家賃債務保証の業務を行う業者に関する情報についても新たに掲載することにした。	今後とも周知・広報を継続することで、特定技能外国人の住居の確保について適切な支援を実施できる環境を整備する。
充26	<p>○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備【新規】</p> <p>外国人が、金融機関において、円滑に口座を開設できるよう、やさしい日本語を含む14か国語による多言語対応の充実や手続の明確化等の取組を進める。また、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードを利用するなどして、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理できるようにしたり、口座売買などの犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知するほか、外国人に対し出国に際して口座の解約を促したりするため、外国人向けパンフレット及び受入れ機関向けパンフレットの作成や、金融機関向けの取組事例集による周知、口座利用の制限や解約の要件を明確化するための普通預金規定の整備等の措置を講じる。あわせて、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう周知する。〔金融庁〕《関連施策番号43、44》</p>	金融庁	<p>・外国人材の受入れ先に対するパンフレットを作成・公表(平成31年4月)</p> <p>・外国人材向けのパンフレットをやさしい日本語を含む14か国語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ネパール語)で作成・公表(令和元年10月)。</p> <p>・2つのパンフレットを、全国の出入国在留管理局や地方自治体等において配布中。</p> <p>・全国銀行協会において13か国語での顧客向け説明資料を作成・公表。</p> <p>【再掲】施策番号総44で記載</p> <p>・外国人の在留期間管理を含む取組事例を取りまとめ、事例集として金融機関に還元(預金取扱金融機関:平成30年12月、資金移動業者:令和元年5月)。</p> <p>・マネー・ローンダリング等への対策の観点から、金融機関において、外国人の在留期間に基づく顧客管理措置を徹底するよう業界団体に対して要請(令和元年6月)。</p>	外国人材の口座開設の円滑化及びマネー・ローンダリングや地下銀行の利用などの犯罪への関与の防止のため、外国人材及びその受入れ先向けのパンフレットを全国に配布し、都市部や地方での説明会を開催する。 【再掲】施策番号総43で記載
充27	<p>○ 地域日本語教育の総合的な体制整備の推進</p> <p>新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進する。</p> <p>また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できるICT教材を8か国語から14か国語に拡大し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《関連施策番号48、49》</p>	文部科学省	<p>地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。また、地域日本語教育の優良事例等の普及を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対して研修等を開催している。</p> <p>また、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業「生活者としての外国人」のための日本語学習教材(ICT教材)の開発を行い、日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のためにICTを活用した日本語学習教材(6言語)の開発を行い、令和2年4月に提供を予定している。</p>	<p>地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくりを推進し、日本語学習機会の確保を図るとともに、地方公共団体の日本語教育担当者に対して、地域日本語教育の優良事例等の情報共有を含む研修等を開催する。</p> <p>「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業について、引き続き、日本語教室に通うことができない外国人のために言語数を増やしてICTを活用した日本語学習教材を開発し、提供する。(14か国語)</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充28	○ 日本語教育全体の質の向上に向けた日本語教育の人材養成・研修「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及する。あわせて、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等の検討を踏まえた取組を進める。〔文部科学省〕(関連施策番号54)	文部科学省	文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」で示す日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムの普及を図るため、報告に基づくカリキュラムを開発している。また、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等を文化審議会国語分科会日本語教育小委員会日本語教育能力の判定に関するワーキンググループにおいて検討を行い、パブリックコメントを実施し、更に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和2年3月の取りまとめに向けて審議を行っている。【再掲】施策番号総54で記載	引き続き、日本語教育を担う人材の養成・研修のカリキュラムの開発とともに、実施・普及を行い、日本語教育の質の向上を図る。また、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等を検討し、その検討を踏まえた制度設計を行う。
充29	○ 母子健康手帳の多言語化【新規】 外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究で調査研究を実施し、多言語版の母子健康手帳を作成中。	今年度の調査研究で多言語版の母子健康手帳を作成し、自治体に周知する。
充30	○ 保育所等における児童への対応、学校・家庭との連携 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する。また、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう要請する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	保育所における外国籍の子どもへの配慮や、小学校への切れ目のない支援については、「幼稚園、保育所、認定こども園等における外国籍の子ども等への対応について」(令和元年8月8日付け事務連絡)で自治体に周知済み。放課後児童クラブにおいては、令和元年6月に、地方公共団体に対し、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう事務連絡により要請した。	引き続き、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう、当該事務連絡について周知する。
充31	○ 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共有【新規】 調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握するとともに、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集し、好事例等の横展開を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	現在、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例について、委託調査研究を行っており、今年度中に好事例等の周知を行う予定。	委託調査研究をとりまとめ、今年度中に自治体に周知する。
充32	○ 就学状況の把握及び就学促進 義務教育諸学校への多言語による就学案内を徹底するとともに、全国調査により学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握を進め、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行う。【新規】 また、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。 さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕(関連施策番号66)	文部科学省	「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(平成31年3月15日付け文部科学省総合教育政策局長通知)にて各都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会に、外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握及び学校への円滑な受入れに係る通知を発出した。【再掲】施策番号総65で記載 また、外国人の子供の就学実態に関する初めての全国的な調査(令和元年5月1日時点)を実施し、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行った。【再掲】施策番号総65で記載 「定住外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援した。【再掲】施策番号総66で記載	外国人の子供の就学実態に関する調査の確定値をとりまとめるとともに、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の横展開を図るほか、各自治体が行う外国人の子供の就学促進に対する取組を支援する。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充33	<p>○ 全国的な研修機会の確保による教員等の資質能力の向上 教育委員会や大学等における養成・研修に資する「モデル・プログラム」の開発・普及を進めることで、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる指導等の体系的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成を進める。 また、日本語指導など外国人児童生徒への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、学校内外の多様な担い手から能力ある人材を柔軟に確保することが重要であることに留意しつつ、有効な方策について検討を行う。【新規】 あわせて、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う仕組みを構築する等により、外国人児童生徒の指導に関する研修の機会を充実する。〔文部科学省〕《関連施策番号63》</p>	文部科学省	<p>「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(委託事業)にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を実施した。【再掲】施策番号63で記載 独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」(令和元年6月18日～21日)により指導者を養成するほか、地方自治体等からの要請に応じて、地方自治体が行う研修に講師として「日本語指導アドバイザー」の派遣を行った。【再掲】施策番号総63で記載 外国人指導生徒への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上については、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」(令和元年5月設置)にて検討を行っているところ。</p>	<p>引き続き、「モデル・プログラム」の開発・普及を実施するとともに、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「日本語指導アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修を促進する。【再掲】施策番号総63で記載 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載</p>
充34	<p>○ 教育の多言語化の対応 多文化共生社会の実現に向け、散在地域においてもきめ細かな指導を行うための多言語化に対応した翻訳システムの活用や遠隔教育の充実等、ICTを活用した支援体制を整備する。〔文部科学省〕《関連施策番号62》</p>	文部科学省	<p>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援した。 外国人児童生徒等への支援のための遠隔教育などを実証研究テーマ例に含む「遠隔教育システム導入実証研究事業」を実施し、遠隔教育のモデル普及を図った。</p>	<p>引き続き、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。 外国人児童生徒等への支援のための遠隔教育等をテーマ例に含む実証を行い、効果的な遠隔教育の活用事例の創出及びその普及を図る。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。</p>
充35	<p>○ 障害のある外国人の子供に係る支援の充実【新規】 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。 特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。 あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>次年度以降に「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)を、特別支援学校等で積極的に活用してもらうための検討を行った。 独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」(令和元年6月18日～21日)で特別支援教育について学べるよう検討を行った。  発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業において、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究を実施している。</p>	<p>各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援するとともに、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「日本語指導アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修を促進する。また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において今後の方策について検討を行う。【再掲】施策番号総13で記載  発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究の成果については文部科学省HPにて掲載予定。</p>
充36	<p>○ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実等 外国人児童生徒の高校への進学状況、中退率、進路状況等について実態の把握を進める。その上で、中学校・高等学校において将来を見通した進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。 公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等)について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。【新規】 また、義務教育を修了した外国人について、その能力・意欲に応じて日本社会への定着が円滑に行われるよう、進学・就職に当たって必要な在留資格の取得の明確化等について、関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕《関連施策番号61、64、66》</p>	<p>文部科学省</p> <p>法務省</p>	<p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態の把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援した。【再掲】施策番号総13で記載</p> <p>我が国の義務教育を修了し、高校を卒業した外国人が就職する際の在留資格に係る要件の明確化について検討しているところ。</p>	<p>次回以降の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、高校への進学状況等について、実態を調査する方向で検討を行う。公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の状況の把握を行うとともに、引き続き、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。</p> <p>速やかに検討を進め、結論を得る。</p>
充37	<p>○ 夜間中学の設置促進・教育活動の充実 夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。 教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。【新規】〔文部科学省〕《関連施策番号52》</p>	文部科学省	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)に基づき、令和元年8月に東京・大阪の二カ所で夜間中学における日本語指導研修会を開催した。令和2年1月には夜間中学設置推進説明会を東京・大阪会場で実施する予定。【再掲】施策番号総52で記載</p>	<p>教育機会確保法及び各種閣議決定等を踏まえ、義務教育の機会を実質的に保障するため、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。【再掲】施策番号総52で記載</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充38	○ 外国人労働者からの安全衛生・労働条件に係る相談体制の充実 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する。〔厚生労働省〕《関連施策番号85》	厚生労働省	「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」、「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大するため、検討を進めた（日本語を含む）。	「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」、「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する（日本語を含む）。
充39	○ 適正な労働条件・雇用管理確保のための外国人労働者雇用管理セミナー等の開催 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行うとともに、ハローワークにおいて、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。 また、外国人集住地域、技能実習生や特定技能労働者が多い地域等において、事業主等を対象とする「外国人労働者雇用管理セミナー」等を重点的に開催し、地域企業における適正な労働条件及び雇用管理の確保等を図る。〔厚生労働省〕《関連施策番号82》	厚生労働省	各労働局において外国人労働者雇用管理セミナー等を積極的に開催しており、地域企業における適正な労働条件及び雇用管理の確保等に努めている。	引き続き、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、関係機関とも連携し、企業のニーズも踏まえつつ、積極的に外国人労働者雇用管理セミナー等を開催していく。
充40	○ 雇用管理に役立つ多言語辞書の作成【新規】 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の意思疎通を支援し、トラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語を多言語で示す雇用管理に役立つ多言語辞書を作成し、中小事業主等や外国人の利用に供することで、適正な労働環境等の確保を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度に委託事業により当該辞書を作成することを目指して、検討を進めている。	令和2年度の事業実施に向け、関係団体からの意見も聞きながら、必要な検討を行う。
充41	○ 都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)や「総合労働相談コーナー」で実施している相談対応等の多言語化【新規】 全ての雇用環境・均等部(室)(47局)及び総合労働相談コーナー(380か所)において、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図ることを検討する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図るため、必要な予算を計上。 (令和2年度予算額: 25,796千円)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の設置及び運営を行うとともに、外国人労働者に対する簡易な案内、制度の一般的な説明等に活用するため、雇用環境・均等部(室)に多言語音声翻訳システム(アプリ)を搭載した端末を設置する。
充42	○ 外国人労働者にも理解できる安全衛生教育の推進 特定技能外国人の受入れ分野(14分野)に対応する視聴覚教材の開発について、日本語を含む11言語で作成しているところであり、引き続き、対応言語を拡充して14か国語対応とする等、外国人向け安全衛生教材の対応言語の充実を図る。 また、外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナーの開催、外国人労働者の安全衛生確保に関する相談窓口の設置、外国人労働者を雇用する事業場への安全衛生専門家による個別訪問等により、外国人労働者に安全衛生教育を行う者に対する支援を図る。〔厚生労働省〕《関連施策番号84》	厚生労働省	特定技能外国人の受入れ分野に対応する安全衛生教育用視聴覚教材について、日本語を含む11言語で作成中(令和元年度内に完成予定)。 令和2年度に、外国人共生センターで実施する相談窓口等の業務内容・体制について検討中。【再掲】施策番号総84で記載	作成した安全衛生教育用視聴覚教材は速やかに公開するとともに、令和2年度末までには、対応言語を拡充して14言語とし、危険有害業務に係る安全衛生教育用視聴覚教材の作成等も実施する。 令和2年度に、外国人共生センターで実施する相談窓口等の業務内容・体制について引き続き検討する。【再掲】施策番号総84で記載
充43	○ 外国人労働者の労働災害の実態把握等(集計・分析等)【新規】 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	平成31年1月に、労働者死傷病報告の様式を改正し、被災した外国人労働者の国籍欄及び在留資格欄を追加した。	令和元年における外国人労働者の労働災害発生状況の詳細な分析を行い、きめ細やかな労働災害防止対策を実施する。
充44	○ ハローワークにおける職業相談の多言語対応の更なる充実 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。 また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《関連施策番号86》	厚生労働省	全てのハローワークにおいて、多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、多言語による相談対応を実施している。	多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図る。
充45	○ 定住外国人施策の推進 定住外国人向け職業訓練コースの好事例の収集(①教科書の作り方の工夫、②補講等の実施、③定住外国人職業訓練コーディネーターの活用事例、④その他効果的な連携方策等)及びその周知等をはじめとした施策の充実を図ることで、日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《関連施策番号89》	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練については、令和元年度は、5県で実施。 定住外国人職業訓練コーディネーターの配置については、3箇所まで配置(※都道府県の要望を踏まえて配置)。 【再掲】施策番号総89で記載	定住外国人の日本語能力に配慮した職業訓練については、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて、委託により実施することを可能としており、今後も引き続き実施するほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを引き続き、配置する。 【再掲】施策番号総89で記載
	○ 社会保険の運用等の整備 在留外国人が生活していく上で、社会保険は重要なセーフティネットであることから、厚生労働省、法務省等が連携し、外国人雇用事業所や外国人の社会保険の加入促進に取り組んでいく。加えて、国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。〔厚生労働省、法務省〕《関連施策番号93》	厚生労働省	社会保険の加入促進にあたり、法務省からの特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報に係る提供方法等について、法務省との協議を終え、令和元年6月から、提供を受けた情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。【再掲】施策番号総91で記載 国民健康保険の加入促進にあたり、特定技能外国人に係る法務省との情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について法務省との間で協議中である。【再掲】施策番号総93で記載 また、国民健康保険においては、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことについて、都道府県ブロック会議等、様々な機会を捉えて周知を行った。	引き続き、法務省から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。【再掲】施策番号総91で記載 国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人に係る法務省との情報連携について協議を行い、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組む。【再掲】施策番号総93で記載 国保における資格管理や支給の適正化について、引き続き周知していく。【再掲】施策番号総94で記載



施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充46		法務省	平成31年3月15日に公布された「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記した。 また、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。 さらに、特定技能制度については、国民健康保険を除く社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、令和元年6月、厚生労働省との協議を了し、当局間で内容を確認した。なお、国民健康保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、厚生労働省との間で協議中である。 【再掲】施策番号総93で記載	特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。 また、国民健康保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの枠組みについて早期に厚生労働省との調整を了するよう、引き続き協議を進める。 【再掲】施策番号総93で記載
充47	○ 大学等の留学生受入れに共通した対応【新規】 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。 あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省  法務省	令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知済。【再掲】施策番号総79で記載  外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</a>  在籍管理が適正でない大学等について、改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文科省と連携の上、検討を行っているところ。 また、慎重審査対象校の選定方法について見直しを行った。	留学生の在籍管理に関する新たな対応方針に則り、各大学等における留学生の在籍管理状況の把握及び指導を実施していく。  引き続き文部科学省と協議を行い、令和元年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講ずる。
充48	○ 大学(留学生別科)への対応【新規】 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省  法務省	文部科学省に「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」を設置。これまでに4回開催。  文部科学省に設置された有識者会議での議論も踏まえつつ、必要な検討を行っているところ。	年度内の基準策定を目指し、検討を進めているところ。  文部科学省に設置された「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」における検討結果等を踏まえ、令和元年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講ずる。
充49	○ 大学(非正規生等)への対応【新規】 非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省  法務省	令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知済。【再掲】施策番号総79で記載  外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</a>  文部科学省に設置された有識者会議での議論も踏まえつつ、必要な検討を行っているところ。	年度内の基準策定を目指し、検討を進めているところ。【再掲】施策番号充48で記載  文部科学省に設置された「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」における文検討結果等を踏まえ、令和元年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講ずる。
充50	○ 専門学校への対応【新規】 文部科学省、地方出入国在留管理局及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省  法務省	問題事案が確認された際に、地方出入国在留管理局と連携して迅速な対応が図れるよう、関係性を構築するなどの積極的な取組の検討を都道府県に依頼した。  在籍管理が適正でない専門学校について、改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文科省と連携の上、検討を行っているところ。 また、慎重審査対象校の選定方法について見直しを行った。	実際の事案の分析や出入国在留管理庁と連携をしながら、効果的な体制の構築に向けて引き続き検討を行う。  令和元年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講ずる。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充51	○ 悪質な仲介業者に関わる申請の審査等の強化等 不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介業者を利用している場合や、これらの者が多く在籍している日本語教育機関へ留学する場合は、在留資格認定証明書の交付に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該業者への対応がなされるよう申し入れを行う。〔法務省、外務省〕《関連施策番号102》	法務省	教育機関の選定基準の見直し及び在留資格認定証明書交付申請における提出資料の見直しを実施し、不法残留者や資格外活動許可を取り消された者等も多く発生させるなど、在籍管理が適切でない日本語教育機関からは、在留資格認定証明書交付申請に係る審査において、より厳格に日本語能力や経費支弁能力に係る資料を求めることとした。 平成30年9月4日、在留資格認定証明書交付申請書に新たに「仲介事業者名」に係る欄を設けた。地方出入国在留管理局において、当該仲介事業者欄を参考に、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者の把握に努めることとしている。	引き続き悪質な仲介事業者の把握に努め、審査の厳格化を検討する。
		外務省	入管庁より在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を待っている状況。	入管庁より我が国において把握された外国の悪質な仲介業者の情報の提供を受け、当該国政府に通知、必要に応じた対応の申し入れを実施予定。
充52	○ 日本語試験結果の正確な把握【新規】 各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成する仕組みの他、各試験団体が地方出入国在留管理局からの照会に応じる等の仕組みを構築する。〔法務省〕	法務省	令和2年7月以降に日本語教育機関に入学を予定する留学生について、試験の結果により日本語能力を有することを証明する場合には、地方出入国在留管理局提出用の証明書の提出を求めることとした。また、各試験団体にヒアリングを行い、提出された証明書に疑義がある場合に、地方出入国在留管理局からの照会に応じる仕組みを構築した。	左記の新たな取り組みに基づき、適切な運用を行う。
充53	○ 留学生の就職率等の情報開示を要請 大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構に特設サイトを開設し、大学等の情報の掲載を進める。〔文部科学省〕《関連施策番号72》	文部科学省	日本学生支援機構に特設サイトを開設し、留学生の受入れや就職支援に熱心に取り組んでいる大学における留学生の在籍状況や就職率などに関する情報を集約し、公表した(令和元年7月16日)。	引き続き、当該サイトを通じて、大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的な情報発信を行っていく。
充54	○ ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点とした、留学生と求人企業のマッチング機会の充実 留学生の国内就職の促進に向けて、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、留学生と求人企業のマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス等の充実、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会の開催、留学生向け求人への掘り起こし等に取り組む。〔厚生労働省〕《関連施策番号76》	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチング支援を行っている。 また、令和元年度において、外国人雇用サービスセンターを1箇所(福岡外国人雇用サービスセンター)、留学生コーナーを3箇所増設する等の支援体制の強化を図った。	引き続き、外国人雇用サービスセンター(4箇所)や留学生コーナー(21箇所)を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人の掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。
充55	○ 日本の大学・大学院を卒業等した留学生の就職支援 日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示改正の普及を行う。〔経済産業省、文部科学省、厚生労働省、法務省〕《関連施策番号68》	経済産業省	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示改正について、以下のルートで周知を実施。 ・地方経済産業局 ・地域未来牽引企業メールマガジン ・JETROプラットフォームトップページにおける掲載 ・中小企業庁ミラサボメールマガジン ・経済産業省産業人材政策室フェイスブック	関係省庁と協力し、特定活動告示改正にかかる活用事例の発信を行う。
		文部科学省	【総73を参照】 また、出入国在留管理庁の要請に基づき、令和元年6月12日付事務連絡にて各大学に「留学生の就職支援のための在留資格に係る告示改正について」を案内した。	出入国在留管理庁と連携して研修会への講師派遣を行う予定。【再掲】施策番号総73で記載
		厚生労働省	本年5月の制度施行に合わせて、全国の労働局に対して通知を発送し、本制度を踏まえて、留学生に対する就職支援を適切に実施するよう指示を行った。	ハローワーク等において、留学生の採用を検討している企業や、日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生からの求人・求職相談の機会を捉えて、引き続き、本制度について、適切に情報提供を行う。
		法務省	ガイドラインを策定し法務省ホームページに掲載したほか、就職支援に係る説明会等において制度の周知をしている。	引き続き、関係省庁と協力し、説明会等において制度の周知を図る。
充56	○ 産官学連携による就職支援 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するため、産官学連携によりベストプラクティスを構築し、横展開する取組を早急に実施する。〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省)〕《関連施策番号74》	経済産業省	関係省庁、産業界、支援事業者等、大学等が連携し、企業における留学生の採用及び採用後の育成・待遇の多様化を推進することを目的とし、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを設置。12月20日時点で5回の会合を開催するとともに、企業における好事例についてヒアリングを実施。 【外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム】 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/index.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/index.html</a>	プロジェクトチームの会合を月1回程度開催。1月末を目途に取りまとめを行う予定。 【再掲】施策番号総74で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		厚生労働省	本年8月、ベストプラクティスの取りまとめに向けて、経産省、文科省及び当省を共同事務局として「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」を設置し検討を行っている。(12月20日時点で5回開催。) <b>【再掲】</b> 施策番号総74で記載	プロジェクトチームの会合を月1回程度開催。1月末を目途に取りまとめを行う予定。 <b>【再掲】</b> 施策番号総74で記載
		文部科学省	経済産業省が開催する「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」に出席する等、連携を進めているところ。	経済産業省が開催する「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」に参画する等、引き続き連携を進める。 <b>【再掲】</b> 施策番号総74で記載
充57	○ 手続簡素化の対象企業の拡大 一定の条件を満たす中小企業等への留学生就職支援に関し、手続簡素化の対象となる中小企業等の拡大の検討を行う。〔経済産業省、法務省〕 《関連施策番号70》	経済産業省	手続簡素化の対象となる中小企業等の拡大に向け当省から具体的な提案を行い、法務省において検討中。	法務省において検討中。
		法務省	就労資格に係るカテゴリー1及び2に該当する要件を見直すことにより、手続簡素化の対象となる中小企業等を拡大することを検討中。	引き続き検討を行い、早期に実施する。
充58	○ インターンシップ等を活用した高度人材の受入れ 外国の学生の自らのスキルアップのほか、国際的な交流に資するとの観点を踏まえ、「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の対象範囲や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。〔法務省〕《関連施策番号81》	法務省	ガイドラインの策定作業中。	令和元年度内に公表を予定している。
充59	○ インターンシップ等の活用の周知 外国の大学に通う外国人について、その専門性を生かして日本の企業等への就職につながるよう、関係機関と協力し、インターンシップ等の活用ができることを企業等に周知する。〔経済産業省〕《関連施策番号75》	経済産業省	平成30年12月25日に日本貿易振興機構(JETRO)に立ち上げた「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイトに、インターンシップの実施情報やインターンシップ活用セミナー等の開催情報を掲載するとともに、その他広報媒体の活用や伴走型支援の対象企業への紹介等により、インターンシップ等の活用について企業等に周知している。	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイトに掲載する情報を更に充実させるとともに、引き続き、その他広報媒体の活用や伴走型支援の対象企業への紹介等により、インターンシップ等の活用について企業等に周知していく。
充60	○ クールジャパン分野における専門学校等を卒業する留学生の就職等支援 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《関連施策番号68》	法務省	令和元年11月1日、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化普及人材育成事業」と改められるとともに、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても対象とされたことを受け、当該事業における特定調理等活動に従事する外国人に対し、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認めることとした。(令和元年11月12日、審判課長・在留管理課長通知)	制度の適正な運用に努める。
		厚生労働省	調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅の拡大を図るため、農林水産省の「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充のための実施要領改正に協力した。	実施要領改正により名称が改められた「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に引き続き協力する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
		農林水産省	本年11月、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改められるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生在職できる業務の幅が拡大され、日本料理に加え、その他料理や製菓についても本事業の対象とされたことを受け、本事業の適正な運用を行いつつその普及を図る。	日本の食文化海外普及人材育成事業の適正な運用を行いつつその普及を図る。
充61	○ 在外公館を通じた情報発信【新規】 本項目の取組につき、在外公館を通じ日本への留学に関心を有する者等に対する情報発信を行う。〔外務省〕	外務省	留学生の国内就職情報や就職支援に関する取組について、情報発信を行うよう在外公館に指示。	留学生の国内就職関連情報について引き続き、在外公館に周知し、在外公館にて情報発信を行う。
充62	○ 外国人技能実習機構の実地検査のための体制強化 技能実習制度については、依然として多くの不正行為が起きている状況にあり、外国人技能実習機構の実地検査並びに法務省及び厚生労働省の立入検査の能力を強化する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕《関連施策番号83、122》	法務省	外国人技能実習機構の実地検査の能力向上のため、同機構に出入国在留管理庁が把握している情報を共有することとする方向で検討を進めている。	運用方法等について引き続き検討を進める予定。
		厚生労働省	令和2年度概算要求において、母国語相談窓口の拡充等により、不適切な事業運営に関する実習生からの情報を収集する能力を高め、効果的な実地検査につなげる体制を強化するための経費を予算案に計上した。	引き続き、母国語相談窓口の拡充等についての検討を具体化していく。
充63	○ 技能実習生の失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進【新規】 実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪について制裁規定を設けることによりそのような失踪を実効的に防止するため、失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨省令で規定する。 また、技能実習生に対する報酬額及びその支払が適正であったか否かの調査を容易かつ正確にし、また、そのことにより、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑制するため、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨省令で規定する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	法務省	いずれの省令改正も可能な限り早期にパブリックコメントを実施する予定で検討を進めている。	可能な限り早期の省令改正を行う予定。
		厚生労働省	いずれの省令改正も可能な限り早期にパブリックコメントを実施する予定で検討を進めている。	可能な限り早期の省令改正を行う予定。
充64	○ 効果的かつ効率的な摘発の推進 法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。〔法務省等関係機関〕《関連施策番号120》	法務省	令和元年11月12日、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催するなど、継続的に関係機関との協力関係の強化及び情報共有の緊密化を図っている。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能の強化による効果的かつ効率的な摘発の実現についても、引き続き所要の検討を行っている。	引き続き、関係機関との協力を密にしつつ、情報の収集・分析機能の強化について所要の検討を行っていく。
充65	○ 外国人雇用状況届出情報における在留カード番号の活用 外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を法務省及び厚生労働省間で情報共有する。これによって、法務省においては、同情報と同省の有する情報との確実な突合を行うことを可能とし、偽変造在留カードを雇用主に提示して就労している疑いのある者等を特定して、当該者に対する、より一層適切な入管法違反に係る調査や、在留資格取消手続を行っていく。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号120》	法務省	令和2年3月から、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号が追加されることとなった。	外国人雇用状況届出情報に在留カード番号が追加されることにより、偽変造在留カードを雇用主に提示して就労している疑いのある者の特定が可能となることから、当該者に対しては厳格に退去強制手続を執っていく。また、法務省保有情報と厚生労働省保有情報の突合率が向上し、より多くの者について正確な外国人雇用状況届出情報が得られることとなることから、そうした雇用情報を在留資格取消手続において有効に活用していく。
		厚生労働省	法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等についての情報提供を受け、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行っている。 また、労働施策総合推進法施行規則を改正し、外国人雇用状況届出の項目に在留カード番号の追加し、令和元年3月1日より施行予定。	引き続き、法務省が把握する外国人に関する情報と、在留カード番号を含めた厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報とを共有し、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行っていく。
充66	○ 偽変造在留カードによる不法就労等の防止 企業等が、外国人を新たに雇用する場合や、雇用している外国人が在留期間の更新や在留資格の変更を受けた場合は、就労可能な在留資格を付与されていること等について、在留カードの真正性を確認することを徹底する。その上で、偽変造在留カードを簡便に発見するための効果的な方法を検討する。〔法務省〕《関連施策番号120》	法務省	偽変造在留カードを簡便に発見するための効果的な方法として、在留カードに搭載されているICチップの情報を読み取ることができるアプリケーションの開発等について、検討を進めた。	偽変造在留カードを簡便に発見するための効果的な方法について、引き続き検討を進める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充67	○ 偽変造在留カードの取締り等 地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。〔法務省等関係機関〕《関連施策番号120》	法務省	引き続き、偽変造在留カードの利用に対する厳格な取締りを実施している。また、大規模な偽造在留カード密造拠点を発見、摘発した。	引き続き、偽変造在留カードの利用及び製造等に対する厳格な取り締まりを実施し、偽造流通カードの流通実態の把握に努めていく。
充68	○ 被仮放免者の動静監視強化 退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人について、仮放免の条件（指定住居地での居住や就労禁止など）の遵守状況や仮放免継続の必要性などを確認・把握するため、被退去仮放免者である外国人の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否などに関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅などが確認された場合には、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容する。〔法務省〕《関連施策番号121》	法務省	被退去仮放免者である外国人について、適正かつ厳格な動静監視を実施している。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅などが確認された場合には、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容している。	引き続き、被退去仮放免者に対する厳格な動静監視とその結果に基づく適切な再収容の実施により、仮放免制度の適正な運用に努めていく。
充69	○ 送還体制整備 更なる送還忌避者の縮減に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還等、事案に応じた形態での送還をより充実させることとし、このため送還体制の整備を図る。さらに、定期運航便での送還が困難な者を安全・確実に送還するため、チャーター便による集団送還を強化するとともに、有効な送還方法の在り方について調査研究を行うことを検討する。〔法務省〕《関連施策番号121》	法務省	事案に応じた形態での送還をより充実させるとともに、有効な送還方法の在り方について所要の検討を実施している。また、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」を設置し、送還忌避者の収容・送還に関する問題について有識者に御議論いただいている。	引き続き、事案に応じた形態での送還をより充実させていくとともに、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に新たに設置される「収容・送還に関する専門部会」において、送還忌避者の収容・送還に関する問題について有識者に御議論いただくことなどによって、有効な送還方法の在り方について所要の検討を実施していく。
充70	○ 送還の隘路の解消 帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、領事当局間協議等の場において、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていくほか、送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場を設けるなど、送還の支障となっている事由を解決・解消し、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。〔法務省、外務省〕《関連施策番号121》	法務省	退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人の動静について適切に把握するよう努めている。また、帰国用臨時旅券の発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わない国については、外務省を通じるなどして、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証を発給するとともに身柄の引取りに協力するよう交渉を進めた結果、令和元年6月末以降、更に多くの国が送還対象者の身柄の引取りに応じることとなった。【再掲】施策番号総121で記載	引き続き、送還の支障となっている事由の解決・解消に努めていく。
		外務省	トルコとは3月、イランとは4月に領事当局間協議を行い、送還を忌避している者の身柄の引取りにつき申し入れ済み。なお、トルコは身柄の引取りを開始している。イランとは引き続き協議中。【再掲】施策番号総121で記載	引き続き、本件問題の解決に向けて、法務省と連携し、相手国政府に働きかけを行う。【再掲】施策番号総121で記載
充71	○ 被退去強制者を引き取らない国の国民の入国審査の厳格化等 外国人材の受入れに関して、在留資格「特定技能」については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。〔法務省〕《関連施策番号121》	法務省	被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、より効果的に厳格な上陸審査を実施するため、所要の調査・分析を実施中。  平成31年4月1日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件」において、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を規定し、当該国・地域の外国人の受入れは認めない旨を定めた。また、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、当該国・地域の外国人でないことを厳格に確認することとしている。	左記調査・分析結果を踏まえ、全国の空海港において、厳格な上陸審査を実施する。  整備した規定に基づき引き続き、適正かつ円滑な運用を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充72	<p>○ 受入れ機関単位での情報の把握及び特定技能外国人に係る届出手続のオンライン化 外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備について検討を進める。〔法務省〕《関連施策番号113》</p>	法務省	<p>特定技能外国人を対象として、その在留状況(就職・離職の状況等)を正確に把握するとともに、届出手続上の負担軽減を図るため、特定技能外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について検討を行っている。さらに、外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても検討を進めている。</p>	<p>特定技能外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について、引き続き検討を行う。さらに、外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても、引き続き検討を行う。</p>
充73	<p>○ 在留外国人へのマイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等 地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。さらに、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行う。これらにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。 なお、1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関等に対し、当該外国人への生活オリエンテーションでのマイナンバー制度の情報提供、その手続履行に当たっての必要に応じた窓口への同行等の必要な支援を行わせる。 また、地方出入国在留管理局において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人の来庁者が多い地方出入国在留管理局において、所在地の市区町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施し、実施状況等を踏まえて、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。〔法務省、外務省、総務省〕《関連施策番号114》</p>	法務省	<p>本年5月から、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、マイナンバーカードの取得の周知等を行っている。 また、本年5月から、地方出入国在留管理局において、在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった外国人に対し、また、令和元年11月から、在留期間更新許可等において全ての中長期在留者に対し、マイナンバーカードの交付申請等の周知を開始した。 なお、平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、1号特定技能外国人に対する支援として、受入れ機関に対して、生活オリエンテーションでのマイナンバー制度の情報提供及び手続に当たって窓口へ同行するなどの支援を行う必要がある旨を明記した。 また、モデル事業の実施に向けて、地方出入国在留管理官署及び地方公共団体と調整中。</p>	<p>引き続き新規上陸時及び在留期間更新許可時等において、全ての中長期在留者に対して、マイナンバーカードの取得の周知等を継続するほか、令和元年度中に在留資格認定証明書交付申請時等におけるマイナンバーカードの申請案内等を開始する予定。 さらに、令和2年1月に東京出入国在留管理局において、東京23区と連携してマイナンバーカードの交付申請支援を行うモデル事業及び令和2年2月に同局横浜支局において、横浜市と連携してマイナンバーカードの交付申請を受け付けるモデル事業を実施予定であり、実施に向けて引き続き調整を行う。</p>
		外務省	<p>総務省から11月26日に多言語広報リーフレットの提供を受け、総務省及び入管庁と在外公館における広報実施の具体的な開始時期について調整中。</p>	<p>交付申請書英語版のサイトへの掲載及び入管庁の広報開始時期を踏まえ、在外公館への指示を行う予定。</p>
		総務省	<p>在留資格認定証明書交付時にマイナンバーカードの申請案内を行うための英語リーフレット及び交付申請書記載例を作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済み。  在外公館における査証申請時にマイナンバーカードの申請案内を行うための多言語リーフレット(英語・中国語・ベトナム語)を作成し、令和元年11月に外務省に協力依頼済み。  新規上陸時において、マイナンバーカードの取得の周知を行うため、住居地届出義務の案内リーフレットにマイナンバーカードの申請について追記済み。  在留期間更新許可申請時等に来庁する外国人に対し、マイナンバーカード取得及び有効期限について周知する英語リーフレットを作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済み。  モデル事業については、出入国在留管理庁、市区町村と連携し、実施に向けて調整中。</p>	<p>令和2年1月に東京出入国在留管理局において、東京23区と連携してマイナンバーカードの申請支援を行うモデル事業及び令和2年2月に同局横浜支局において、横浜市と連携してマイナンバーカードの交付申請を受け付けるモデル事業を実施予定であり、実施に向けて出入国在留管理庁と実施団体との調整を引き続き行う。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
充74	<p>○ 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続整備          新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。          新規に上陸する中長期在留外国人についても、上記の取組と同様、住民票作成時における円滑な取得環境を整備する。あわせて、在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。〔総務省、法務省〕《関連施策番号114》</p>	<p>総務省</p>	<p>転入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施し、この際、交付申請者の本人確認ができる場合には、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施するよう「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について(依頼)」(令和元年6月28日付け府番第41号、総行住第34号)にて、市区町村に対し依頼済み。</p> <p>新規に上陸する中長期在留外国人向けに、在留資格認定証明書交付時や在外公館での査証申請時に配布する、マイナンバーカードの申請案内を行うためのリーフレットを作成し、出入国在留管理庁及び外務省に協力依頼済み。</p> <p>カードの一体化については、まずは在留カードの所管省庁である出入国在留管理庁において制度面・運用面での課題を含め検討していただき、「在留カードの番号等利用の在り方及び在留管理の電子化に関するタスクフォース」にて各論点について検討中。</p>	<p>カード一体化については、各論点についての検討・方針を令和2年度内に決定し、その後方針に応じた措置内容の検討や対応等を行っていく。</p>
充75	<p>○ 外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加          外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加について、厚生労働省において、令和元年度中に必要な省令を改正し、在留カード番号の追加を行う予定であり、法務省と厚生労働省は、在留カード番号を追加した外国人雇用状況届出情報を活用して、正確な外国人の就労状況の把握、偽装滞在者等を特定しての効率的な摘発を可能とする。          また、法務省と厚生労働省は、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、外国人雇用状況届出情報や法務省が保有する外国人に関する情報をオンラインで連携する検討を進める。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号116》</p>	<p>法務省</p>	<p>法務省と厚生労働省がオンライン連携し、以下のような仕組みを構築することを検討している。</p> <p>① 厚生労働省は、日次で法務省に外国人雇用状況届出情報のデータを送信し、法務省は自動的にデータの突合作業を行う。</p> <p>② 法務省は、突合できない事案に係るデータについて、不突合項目を特定し、原則、法務省側の情報を付して、日次で厚生労働省に返戻する。また、未届が疑われる事案に係るデータを自動的に抽出し、厚生労働省に送信する。</p>	<p>令和2年3月から、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号が追加されるため、厚生労働省から提供される雇用状況届出情報を活用したより精度の高い分析により、外国人の就労状況の把握や偽装滞在者対策を講じていく。          また、引き続きオンライン連携に係る調整を進めていく。</p>
		<p>厚生労働省</p>	<p>労働施策総合推進法施行規則を改正し、外国人雇用状況届出の項目に在留カード番号の追加を行い、令和2年3月1日より施行予定。          また、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省と厚生労働省が把握する情報をオンラインで連携する検討・調整を進めているところ。</p>	<p>引き続き、法務省が把握する外国人に関する情報と、在留カード番号を含めた厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報とを共有し、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行うとともに、適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省と厚生労働省が把握する情報をオンラインで連携する検討・調整を進める。</p>